



島根県報

平成16年 3月30日 (火)
号外 第 36 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第23号)

1 規則の概要

(1) 平成16年度組織改正を次のように行うこととした。

ア 本庁

部	課 等	改 正 概 要
総務部	税務課	「新税制対策室」を設置
地域振興部	情報政策課	「電子自治体推進室」を設置
環境生活部	環境生活総務課	「消費生活室」を設置
健康福祉部	医療対策課	「県立病院管理室」を設置
農林水産部	水産課	「全国豊かな海づくり大会推進室」を廃止し、「海づくり推進室」を設置

イ 地方機関

部	事 務 所 等	改 正 概 要
健康福祉部	中央病院	「薬剤局」を設置
農林水産部	肥飼料検査所	廃止
	県有林事務所	廃止
土木部	広瀬土木事務所	松江土木建築事務所に統合
	仁多土木事務所	木次土木建築事務所に統合
	大田土木建築事務所	川本土木建築事務所に統合
	津和野土木事務所	益田土木建築事務所に統合
	東部浄化センター	統合し宍道湖流域下水道管理事務所を設置
	西部浄化センター	

(2) フラット化・グループ化の導入に伴う所要の改正

(3) その他所要の改正

2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第23号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成15年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（設置及び内部組織）

第16条 次の表の左欄に掲げる部及び局にそれぞれ同表の中欄に掲げる課又は室（以下この項、第18条及び第19条において「課等」という。）を置き、同欄に掲げる課等にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部又は局	課 等	グループ又はスタッフ
政策企画局	政策企画監室	総務スタッフ、政策スタッフ、企画調整・地方分権スタッフ、計画・行政評価スタッフ、石見地域振興スタッフ
	秘書課	総務グループ、秘書グループ
	広聴広報課	総務広聴グループ、広報報道グループ
	統計調査課	情報企画グループ、調査分析グループ、人口労働グループ、商工農林グループ、生活消費グループ、統計分析スタッフ
総務部	総務課	総務予算グループ、法令文書グループ、情報公開グループ、学事グループ
	人事課	給与グループ、人事グループ、行政管理グループ
	職員課	管理グループ、保健グループ
	財政課	予算第一グループ、予算第二グループ、予算第三グループ
	税務課	管理納税グループ、課税グループ、税務電算グループ、自動車税管理グループ
	管財課	管理調整グループ、庁舎管理グループ、公有財産グループ
	営繕課	企画グループ、建築グループ、設備グループ、施設保全スタッフ
地域振興部	消防防災課	消防保安グループ、防災・情報グループ、防災・危機管理スタッフ
	地域政策課	総務予算グループ、政策企画スタッフ
	市町村課	行政グループ、選挙グループ、財政グループ、税政グループ
	情報政策課	情報企画グループ、行政情報管理グループ
	交通対策課	地域交通スタッフ、交通安全スタッフ
環境生活部	土地資源対策課	土地審査グループ、土地計画グループ、地域エネルギースタッフ
	環境生活総務課	総務予算グループ、企画調整スタッフ
	人権同和対策課	調整グループ、同和対策スタッフ
	文化振興課	文化振興グループ、財団スタッフ
	国際課	国際交流グループ、国際企画スタッフ、旅券スタッフ
	景観自然課	景観づくりグループ、自然保護グループ、自然公園グループ
	環境政策課	環境企画グループ、大気環境グループ、水環境グループ、環境スタッフ、化学物質対策スタッフ、水政策スタッフ
廃棄物対策課	施設整備グループ、指導グループ、循環型社会スタッフ	
健康福祉総務課	総務情報グループ、予算経理グループ、地域福祉・保護グループ、企画調整ス	

健康福祉部		タッフ、監査指導スタッフ
	医療対策課	医事・医療従事者確保グループ、医療機能確保グループ、西部医療スタッフ、地域医療支援スタッフ
	健康推進課	母子・疾病療養支援グループ、健康増進グループ、医療保険グループ、医療事務指導スタッフ
	高齢者福祉課	長寿社会・援護恩給グループ、介護保険在宅・施設福祉グループ、介護保険制度支援グループ、介護保険スタッフ
	青少年家庭課	児童支援グループ、家庭支援グループ、青少年育成スタッフ
	障害者福祉課	はつらつ計画推進グループ、はつらつ生活支援グループ、心の健康推進グループ、施設運営スタッフ
	薬事衛生課	水道グループ、薬事・営業指導グループ、感染症グループ、食品衛生グループ、食の安全スタッフ
農林水産部	農林水産総務課	総務グループ、予算経理グループ、調整スタッフ、団体検査スタッフ
	農業経営課	農地調整グループ、金融・団体グループ、地域農業グループ、農業普及グループ、担い手育成スタッフ、専門技術員スタッフ
	生産振興課	生産支援グループ、構造改善グループ、水田農業グループ、園芸グループ、生産物安全グループ、構造対策緊急地域スタッフ
	畜産振興課	畜政グループ、生産振興グループ、安全対策グループ
	農村整備課	企画調査グループ、用地管理グループ、農村基盤グループ
	農地整備課	水利防災グループ、農道整備グループ、本庄工区スタッフ
	林業課	流域・森林組合グループ、公有林グループ、普及・特用林産グループ、専門技術員スタッフ、林業税制スタッフ
	森林整備課	森林計画グループ、森林保全グループ、森林育成・間伐グループ、治山・林道グループ
	水産課	経営流通グループ、漁業管理グループ
	漁港漁場整備課	管理グループ、計画グループ、整備グループ、漁港調整スタッフ
商工労働部	商工政策課	総務予算グループ、計量グループ、政策企画・経済交流スタッフ
	観光振興課	観光企画グループ、観光宣伝グループ
	産業振興課	総務企画グループ、戦略プロジェクトグループ、地域産業創造グループ、健康食品産業プロジェクトスタッフ、地域産業システム支援スタッフ
	企業立地課	立地推進グループ、企業誘致スタッフ
	経営支援課	金融グループ、団体商業グループ、高度化支援グループ
	労働政策課	労働福祉グループ、雇用対策グループ、職業能力開発グループ、就業支援スタッフ
土木部	土木総務課	総務グループ、予算経理グループ、企画調整スタッフ
	技術管理室	企画調査グループ、土木設計基準グループ、農林設計基準グループ、公共事業調整スタッフ、工事検査監スタッフ
	用地対策課	公共用地グループ、収用管理グループ、国土調査スタッフ
	道路維持課	道路管理グループ、道路維持グループ、交通安全・市町村道グループ
	道路建設課	管理グループ、企画調査グループ、道路建設グループ、事業調整スタッフ
	高速道路推進課	高速道企画グループ、高速道調整グループ
	河川課	管理グループ、企画防災グループ、河川海岸整備グループ

	斐伊川神戸川対策課	ダム・放水路地域スタッフ、大橋川地域スタッフ
	港湾空港課	管理グループ、港湾整備グループ
	砂防課	管理・災害調整グループ、砂防保全グループ、総合土砂災害対策スタッフ
	都市計画課	管理グループ、計画グループ、街路グループ、開発・公園グループ
	下水道推進課	管理グループ、推進グループ
	建築住宅課	住宅管理グループ、住宅建設グループ、建築指導グループ、住宅企画グループ、企画調整スタッフ
出納局	会計課	総務グループ、用度グループ、財務電算グループ、自動車管理グループ、出納監察スタッフ
	審査課	資金・国費グループ、審査第一グループ、審査第二グループ、資金管理スタッフ

2 次の表の左欄に掲げる部が特定の事務を共同処理するため、同表の中欄に掲げる室を置き、同欄に掲げる室に同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部	室	グループ又はスタッフ
農林水産部 商工労働部	しまねブランド 推進室	ブランド化グループ、地産地消推進グループ、販路拡大グループ、地域産品育成スタッフ

3 総務部消防防災課に防災航空管理所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
消防防災課防災航空管理所	簸川郡斐川町

4 消防防災課防災航空管理所に、防災航空隊を置く。

5 前各項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の中欄に掲げる室又はセンターを置き、同欄に掲げる室又はセンターにそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

課	室又はセンター	グループ又はスタッフ
人事課	新行政システム推進室	
税務課	新税制対策室	
消防防災課	原子力安全対策室	
地域政策課	地域振興室	定住・中山間グループ、まちづくり支援グループ
市町村課	市町村合併支援室	
情報政策課	電子自治体推進室	
交通対策課	航空対策室	
環境生活総務課	NPO活動推進室	
	男女共同参画室	
	消費生活室	
人権同和対策課	人権啓発推進センター	啓発スタッフ、研修スタッフ
文化振興課	芸術文化センター建設室	建設スタッフ、学芸スタッフ
医療対策課	県立病院管理室	
青少年家庭課	少子化対策推進室	
農林水産総務課	政策推進室	

農地整備課	国営事業対策室	
林業課	木材振興室	
森林整備課	鳥獣対策室	
水産課	漁協合併支援室	
	海づくり推進室	
土木総務課	建設産業対策室	
河川課	河川開発室	
港湾空港課	空港整備室	

第18条第1項の表総務部の部人事課の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号から第13号までを3号ずつ繰り上げ、同項第14号中「組織並びに」を削り、同号を同項第11号とし、同項第15号から第19号までを3号ずつ繰り上げ、同項に次の2号を加える。

(17) 行政組織に関すること（新行政システム推進室）。

(18) 執行機関として置かれる委員会又は委員の事務局等の組織についての連絡調整に関すること（新行政システム推進室）。

第18条第1項の表総務部の部職員課の項に次の2号を加える。

(10) 職員の公務災害補償に関すること。

(11) 地方公務員災害補償基金に関すること。

第18条第1項の表総務部の部税務課の項第2号を削り、同項第3号中「自動車税」を「県税」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 課税自主権の活用に関すること（新税制対策室）。

第18条第1項の表総務部の部消防防災課の項中第12号を第13号とし、第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国民の保護に関すること。

第18条第1項の表地域振興部の部地域政策課の項を次のように改める。

地域政策課

(1) 隠岐支庁及び総務事務所に関すること。

(2) 地域政策推進会議に関すること。

(3) 定住施策の企画立案に関すること（地域振興室）。

(4) 離島、半島地域、過疎地域、辺地及び山村の振興に関すること（地域振興室）。

(5) 総合保養地域及び地方拠点都市地域の整備に関すること（地域振興室）。

(6) しまね海洋館に関すること（地域振興室）。

(7) 財団法人ふるさと島根定住財団の業務運営の指導に関すること（地域振興室）。

(8) 財団法人しまね海洋館の業務運営の指導に関すること（地域振興室）。

(9) 中山間地域対策の総合調整及び推進に関すること（地域振興室）。

(10) 中山間地域の研究に関すること（地域振興室）。

(11) 中山間地域研究センターに関すること（地域振興室）。

(12) 市町村の施策の支援に係る総合調整に関すること（地域振興室）。

(13) 市町村の広域的な地域振興に関すること（地域振興室）。

第18条第1項の表地域振興部の部情報政策課の項を次のように改める。

情報政策課

(1) 情報通信基盤整備に関する基本政策の企画立案及び調整に関すること。

(2) 情報通信技術の利活用の促進に関すること。

- (3) 市町村の情報化施策の支援に関すること。
- (4) テレビ難視聴対策及び携帯電話不感地域対策に関すること。
- (5) 汎用コンピュータ及び庁内ネットワークの管理運営に関すること。
- (6) しまねフロンティアネットワークの整備及び管理運営に関すること。
- (7) 高度情報化センターに関すること。
- (8) 電子自治体の推進に関すること(電子自治体推進室)。
- (9) 公的個人認証サービスに関すること(電子自治体推進室)。
- (10) 情報システム開発の調整に関すること(電子自治体推進室)。

第18条第1項の表環境生活部の部環境生活総務課の項を次のように改める。

環境生活総務課

- (1) 県民室の運営に関すること。
- (2) 社会貢献活動の推進及び連絡調整に関すること(NPO活動推進室)。
- (3) 特定非営利活動法人に関すること(NPO活動推進室)。
- (4) 財団法人島根ふれあい環境財団21の業務運営の指導に関すること(NPO活動推進室)。
- (5) 男女共同参画社会の形成に係る施策の推進及び総合調整に関すること(男女共同参画室)。
- (6) 女性相談センター及び男女共同参画センターに関すること(男女共同参画室)。
- (7) 財団法人しまね女性センターの業務運営の指導に関すること(男女共同参画室)。
- (8) 消費者行政の推進及び連絡調整に関すること(消費生活室)。
- (9) 消費生活協同組合に関すること(消費生活室)。
- (10) 物資及び物価対策の調整に関すること(消費生活室)。
- (11) 金融の広報に関すること(消費生活室)。
- (12) 消費者センターに関すること(消費生活室)。

第18条第1項の表健康福祉部の部医療対策課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、同項に次のように加える。

- (7) 県立病院に関すること(県立病院管理室)。

第18条第1項の表農林水産部の部生産振興課の項第6号を次のように改める。

- (6) 水田農業構造改革対策及び米の需給調整の推進に関すること。

第18条第1項の表農林水産部の部生産振興課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関すること。

第18条第1項の表農林水産部の部生産振興課の項中第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同部畜産振興課の項第11号中「種畜センター及び肥飼料検査所」を「及び種畜センター」に改め、同号を同項第12号とし、同項第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「社団法人島根県畜産開発事業団」を「旧社団法人島根県畜産開発事業団」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 畜産物の安全性確保に関すること。

第18条第1項の表農林水産部の部農村整備課の項中第6号及び第7号を削り、第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の前に次の2号を加える。

- (1) 土地改良事業等に係る企画及び調査に関すること。
- (2) 農業水利の調整に関すること。

第18条第1項の表農林水産部の部農地整備課の項第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 土地改良事業(農地開発事業、干拓事業、農道整備事業、かんがい排水事業及び農地防災事業に係るものに限る。)の実施及び指導に関すること。
- (2) 地すべり防止区域内の事業の実施、指導及び管理に関すること(農地に係るものに限る。次号において同

じ。)。

(3) 海岸保全区域内の事業の実施、指導及び管理に関すること。

(4) 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関すること。

第18条第 1 項の表農林水産部の部農地整備課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同部林業課の項第17号中「県有林事務所及び」を削り、同部水産課の項を次のように改める。

水産課

(1) 漁業経営構造改善に関すること。

(2) 水産物の生産、加工及び流通に関すること。

(3) 水産物卸売市場に関すること。

(4) 水産業の振興に係る総合調整に関すること。

(5) 漁業の免許及び許可に関すること。

(6) 漁船及び小型船舶に関すること。

(7) 遊漁船業に関すること。

(8) 漁業無線に関すること。

(9) 漁業の調整及び取締りに関すること。

(10) 漁場の利用調整に関すること。

(11) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関すること。

(12) 宍道湖自然館に関すること。

(13) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。

(14) 水産事務所、水産試験場、内水面水産試験場及び栽培漁業センターに関すること。

(15) 栽培漁業の振興に関すること（海づくり推進室）。

(16) 内水面漁業の振興に関すること（海づくり推進室）。

(17) 社団法人島根県水産振興協会の指導に関すること（海づくり推進室）。

(18) 水産資源の保護及び管理に関すること（海づくり推進室）。

(19) 水産業の改良普及に関すること（海づくり推進室）。

(20) 水産業の担い手に関すること（海づくり推進室）。

(21) 水産業協同組合等に関すること（農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）（漁協合併支援室）。

(22) 水産金融に関すること（漁協合併支援室）。

(23) 漁業共済に関すること（漁協合併支援室）。

第18条第 1 項の表商工労働部の部観光振興課の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同部産業振興課の項第 1 号中「科学技術振興」を「産業技術の振興及び産学官の連携」に改め、同項第 2 号中「工業及びソフト産業」を「製造業及びソフト系産業」に改め、同項第 3 号中「中小企業の」の次に「経営革新等の」を加え、同項第 4 号中「産学官の連携」を「産業財産権の普及啓発」に改め、同項第 7 号中「地下資源の開発及び調査」を「鉱業等」に改め、同部経営支援課の項第 8 号中「小規模企業者等設備導入資金貸付事業」を「小規模起業等設備導入資金」に改め、同項第13号中「中小企業高度化資金貸付事業」を「高度化資金貸付事業」に改め、同項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の 1 号を加える。

(16) 中心市街地活性化に関すること。

第18条第 1 項の表商工労働部の部労働政策課の項第 8 号中「女性労働対策」を「雇用環境の整備」に改め、同項第15号中「こと。」を「こと（地域政策課の所掌に属するものを除く。）。」に改め、同表土木部の部技術管理室の項に次の 1 号を加える。

(5) 建設リサイクルの推進に関すること。

第18条第 1 項の表土木部の部道路建設課の項を次のように改める。

道路建設課

(1) 道路整備計画に関すること。

(2) 一般国道(県の管理する区間に限る。)及び県道の改築工事の執行に関すること。

第18条第2項の表農林水産部・商工労働部の部しまねブランド推進室の項第2号中「しまねブランド総合推進事業」を「県産品のブランド化」に改め、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地産地消の推進に関すること。

第19条の見出し中「係」を「グループ」に改め、同条中「係」を「グループ、スタッフ」に、「課」を「課等」に改める。

第20条第1項の表を次のように改める。

組織	職	職務
局	局長	知事の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
部	部長	知事の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	次長	部長を補佐する。ただし、知事があらかじめ指定した部長の職務については、その職務を分担する。
出納局	局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
政策企画監室	統括政策企画監	上司の命を受け、政策に関する事務を統括し、政策企画監等を指揮監督する。
	政策企画監	上司の命を受け、政策に関する事務を掌理し、当該事務を処理する副政策企画監等を指揮監督する。
	副政策企画監	政策企画監を補佐する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課に置かれた室、センター又は管理所	室長、センター長又は管理所长	上司の命を受け、室、センター又は管理所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
グループ	グループリーダー	上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
隊	隊長	上司の命を受け、隊の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	副隊長	隊長を補佐する。

第20条第2項の表課又は室の部主査の項の次に次のように加える。

課長代理	課長を補佐し、事務の総合調整を図る。
副主査	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を処理する。

第21条の表農林水産部の主管に属する機関の部中「肥飼料検査所」を削り、同表土木部の主管に属する機関の部中「土

木事務所」を削り、「浄化センター」を「宍道湖流域下水道管理事務所」に改める。

第23条の見出し中「係」を「グループ」に改め、同条中「科、係又は班」を「グループ、スタッフ又は担当」に改める。

第24条第3項中「課」を「部」に、「係」を「グループ又はスタッフ」に改め、同項の表を次のように改める。

部	グループ又はスタッフ
管理行政部	総務グループ、省庁スタッフ
産業振興部	企業誘致スタッフ

第24条第4項を次のように改める。

4 部の所掌事務は、次のとおりとする。

管理行政部

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 産業振興部の所掌に属しないものに関する事。

産業振興部

第 1 項に規定する事務のうち、商工労働部の所掌事務に係るものに関する事。

第25条第 2 項中「中欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる係」を「右欄に掲げるグループ又はスタッフ」に改め、同項の表を次のように改める。

局 等	グループ又はスタッフ
事務局	総務施設グループ、図書情報グループ、教務グループ、学生グループ、総合企画スタッフ
就職部	
学生生活部	
メディアセンター	
交流センター	
留学生センター	

第25条第 4 項を次のように改める。

4 局等の所掌事務は、次のとおりとする。

事務局

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 県立大学の特質の創造及び情報発信に関する事。
- (3) 北東アジア地域研究センターの事務に関する事。
- (4) 交流センターの事務に関する事。
- (5) メディアセンターの事務に関する事。
- (6) 教務に関する事（学生生活部の所掌に属するものを除く。次号において同じ。）。
- (7) 学生生活の支援に関する事。
- (8) 学生の就職に関する事（就職部の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 留学生及び国際交流に関する事（留学生センターの所掌に属するものを除く。）。
- (10) 学生生活部の事務に関する事。
- (11) 就職部の事務に関する事。
- (12) 留学生センターの事務に関する事。

就職部

学生の就職に関する事（就職部の所掌に属するものに限る。）。

学生生活部

- (1) 教務に関する事（学生生活部の所掌に属するものに限る。次号において同じ。）。
- (2) 学生生活の支援に関する事。

メディアセンター

- (1) 図書、雑誌その他の資料の収集、整理及び保管に関する事（メディアセンターの所掌に属するものに限る。次号から第 5 号までにおいて同じ。）。
- (2) 前号の資料の閲覧及び貸出しに関する事。
- (3) 学内情報ネットワークの管理運営に関する事。
- (4) 学外情報ネットワークとの連携に関する事。
- (5) 学生の自学自習の支援に関する事。

交流センター

地域交流に関すること（交流センターの所掌に属するものに限る。）。

留学生センター

留学生及び国際交流に関すること（留学生センターの所掌に属するものに限る。）。

第26条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 島根女子短期大学に、次の表の左欄に掲げる局、部及び図書館（以下この項から第4項までにおいて「局等」という。）を置き、同欄に掲げる局に同表の右欄に掲げるグループを置く。

局 等	グ ル ー プ
事務局	総務会計グループ、学務厚生グループ
学生部	
図書館	

- 3 看護短期大学に、次の表の左欄に掲げる局等を置き、同欄に掲げる局に同表の右欄に掲げるグループを置く。

局 等	グ ル ー プ
事務局	総務グループ、教務グループ
学生部	
図書館	

第26条第4項の表事務局の部を次のように改める。

事務局

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 教務に関すること（学生部の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 学生の厚生補導に関すること（学生部の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 学生部の事務に関すること。
- (5) 他部の所掌に属しない事項に関すること。

第27条第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 自治研修所に研修部を置き、同部に総務担当及び研修スタッフを置く。
- 4 自治研修所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 県職員及び市町村等の職員の研修計画に関すること。
- (2) 市町村等の職員研修の委託事務に関すること。
- (3) 職場研修の助言及び指導に関すること。
- (4) 研修効果の測定及び研修記録の整理に関すること。
- (5) 職員研修の調査及び研究に関すること。

第29条第2項を次のように改める。

- 2 支庁に、次の表の左欄に掲げる局を置き、同欄に掲げる局にそれぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる局又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

局	部	グループ、スタッフ又は担当
総務局		総務グループ、地域振興観光グループ、会計グループ、税務グループ
健康福祉局		総務企画情報グループ
	保健福祉部	社会福祉グループ、高齢者障害者支援グループ、保健・医事グループ
	環境衛生部	環境衛生グループ、食品衛生機動監視担当
		黒木保健環境グループ

農林局	農政部	総務グループ、農業振興グループ
	農業普及部	島後地域指導グループ、島前地域指導グループ
	家畜衛生部	家畜衛生スタッフ
	農村林業部	農村整備グループ、林業振興グループ、治山・林道グループ
		工事検査スタッフ、総合振興担当
水産局		総務グループ、水産グループ、漁港グループ
土木建築局	業務部	総務グループ、用地グループ
	工務部	管理グループ、維持グループ、道路建設グループ、河港砂防グループ
	建築部	
		技術管理スタッフ
空港建設局		業務スタッフ、建設第一グループ、建設第二グループ、技術管理スタッフ

第29条第3項表以外の部分中「出張所」の次に「、事業部」を加え、同項の表中「隠岐支庁土木建築局島前出張所」を「隠岐支庁土木建築局島前事業部」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 支庁土木建築局島前事業部に、業務グループ、道路グループ及び島前河港砂防グループを置く。

第29条第5項中「支庁農林局農業普及部島前地域指導課」を「支庁農林局農業普及部島前地域指導グループ」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 局、部、出張所、事業部、管理所、健康福祉局総務企画情報グループ及び黒木保健環境グループの所掌事務は、次のとおりとする。

総務局

- (1) 職員の厚生に関すること。
- (2) 合同庁舎及び職員宿舍の管理に関すること。
- (3) 島前集合庁舎の管理に関すること（庁舎管理者の業務を除く。）。
- (4) 情報通信ネットワークの管理に関すること。
- (5) 情報公開に関すること。
- (6) 旅券に関すること。
- (7) 消費者保護に関すること。
- (8) 男女共同参画社会の形成に係る施策の推進に関すること。
- (9) 同和対策に関すること。
- (10) 人権施策の調整に関すること。
- (11) 消防防災に関すること。
- (12) 防災行政無線に関すること。
- (13) 災害対策等の連絡調整に関すること。
- (14) 災害救助法の施行に関すること。
- (15) 景観対策に関すること。
- (16) 島根県選挙管理委員会事務局の支局に関すること。
- (17) 町村の振興施策の支援及び町村との連絡調整に関すること。
- (18) 広域振興施策その他地域振興に関すること。
- (19) 地域振興プロジェクトチーム及び地域政策推進会議に関すること。
- (20) 広聴及び広報に関すること。
- (21) 地方分権及び広域行政の推進に関すること。
- (22) 島根県中期計画及び島根県長期計画の推進に関すること。
- (23) 離島振興に関すること。

- ⑭ 土地利用の調整に関する事。
- ⑮ 観光に関する事。
- ⑯ 出納事務に関する事。
- ⑰ 支庁において集中管理する県有自動車に関する事。
- ⑱ 県税及び県税に係る附帯金の賦課徴収並びにこれらの収納管理に関する事。
- ⑲ 徴収委託を受けた他の地方団体の税の徴収に関する事。
- ⑳ 他局の所掌に属しない事項に関する事。

健康福祉局

総務企画情報グループ

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 保健、医療、福祉及び環境の総合相談に関する事。
- (3) 保健、医療、福祉及び環境の情報サービスに関する事。
- (4) 保健、医療、福祉及び環境の調査研究の企画調整に関する事。
- (5) 研修に関する事。
- (6) 地域保健福祉協議会に関する事。
- (7) 保健、医療、福祉及び環境に係る地域プランの総合的調整に関する事。
- (8) 局の所掌に属する事項のうち、他部の所掌に属しない事項に関する事。

保健福祉部

福祉と保健及び医療との連絡調整に関する事（環境衛生部の所掌に属するものを除く。）。

保健環境部

環境と保健及び医療との連絡調整に関する事（保健福祉部の所掌に属するものを除く。）。

黒木保健環境グループ

保健、医療及び環境の調整に関する事。

農林局

農政部

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 工事に係る入札及び契約に関する事。
- (3) 土地改良事業等に伴う用地等の取得及び補償に関する事。
- (4) 土地改良財産の管理及び処分に関する事。
- (5) 農地等の換地及び交換分合に関する事。
- (6) 土地改良区に関する事。
- (7) 農業金融（農業改良資金を除く。）に関する事。
- (8) 地域農業の活性化対策に関する事。
- (9) 地域農政推進対策事業に関する事。
- (10) 農業経営基盤強化の促進に関する事。
- (11) 中山間地域等直接支払事業に関する事。
- (12) 農山漁村女性・高齢者対策に関する事。
- (13) 農業振興地域の整備に関する事。
- (14) 農地の調整に関する事。
- (15) 自作農財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (16) 農業協同組合等に関する事。
- (17) 農山村振興等対策に関する事。
- (18) 経営構造対策に関する事。

- (19) 水田農業構造改革対策及び米の需給調整の推進に関する事。
- (20) 農作物、繭、家畜及び畜産物の生産、加工及び流通に関する事。
- (21) 土壌改良及び農業機械に関する事。
- (22) 肥料生産者並びに肥料、農薬等販売者及び使用者の取締り等に関する事。
- (23) 品質表示の適正化に関する事。
- (24) 家畜商に関する事。
- (25) 畜産経営における環境対策に関する事。
- (26) 家畜の改良増殖に関する事。
- (27) 養蜂に関する事。
- (28) 家畜の飼料対策に関する事。
- (29) 飼料又は飼料添加物の取締り等に関する事。
- (30) 畜産関係補助事業に関する事。
- (31) 指定助成事業の指導推進に関する事。
- (32) 局の所掌に属する事項のうち、他部の所掌に属しない事項に関する事。

農業普及部

- (1) 担当区域における農業改良普及指導の企画調整に関する事。
- (2) 担当区域における生活改善の普及指導に関する事。
- (3) 農業の担い手の育成指導に関する事。
- (4) 農業改良資金に関する事。
- (5) 農業技術の普及指導に関する事。
- (6) 技術情報の提供に関する事。

家畜衛生部

家畜衛生向上と地域農林業振興施策との連絡調整に関する事。

農村林業部

- (1) 土地改良事業等に係る企画及び調査に関する事。
- (2) 農業水利の調整に関する事。
- (3) 土地改良事業等の実施及び指導に関する事。
- (4) 地すべり防止区域内の事業の実施、指導及び管理に関する事（農地に係るものに限る。次号において同じ。）。
- (5) 海岸保全区域内の事業の実施、指導及び管理に関する事。
- (6) 農地及び農業用施設の災害復旧事業（関連事業を含む。）の実施及び指導に関する事。
- (7) 土地改良事業等に係る設計基準に関する事。
- (8) 林業行政の連絡調整に関する事。
- (9) 森林吸収源対策に関する事。
- (10) 森林組合等に関する事。
- (11) 林業金融に関する事。
- (12) 入会林野整備に関する事。
- (13) 林業・木材産業構造改革事業に関する事。
- (14) 林業労働力対策に関する事。
- (15) 森林国営保険に関する事。
- (16) 森林病虫害等の防除に関する事。
- (17) 森林の火災予防に関する事。
- (18) 野生鳥獣の保護及び狩猟に関する事。

- (19) 希少野生動植物（鳥獣に限る。）の種の保存に関する事。
- (20) 森林の流域管理システムの推進に関する事。
- (21) 森林計画及び林業経営の指導に関する事。
- (22) 林業の改良普及に関する事。
- (23) 森林に対する県民理解の促進に関する事。
- (24) 木質資源の活用対策に関する事。
- (25) 特用林産物の振興対策に関する事。
- (26) 造林及び間伐に関する事。
- (27) 林業種苗に関する事。
- (28) 分収林に関する事。
- (29) 緑化の推進に関する事。
- (30) 森林整備地域活動支援交付金事業に関する事。
- (31) 林道事業に関する事。
- (32) 保安林に関する事。
- (33) 林地の開発許可に関する事。
- (34) 治山事業に関する事。
- (35) 保安施設地区の管理に関する事。
- (36) 地すべり防止区域の管理及び地すべり防止事業に関する事（林地に係るものに限る。）。
- (37) 林地荒廃防止施設並びに林地及び林道の災害復旧事業に関する事。

水産局

- (1) 水産関係の工事に係る入札及び契約に関する事。
- (2) 水産業協同組合等に関する事。
- (3) 水産金融に関する事。
- (4) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の管理に関する事。
- (5) 農林水産省所管の国有海浜地等（漁港に係るものに限る。）の管理及び処分に関する事。
- (6) 漁港事業等に伴う用地等の取得及び補償に関する事。
- (7) 漁港事業等に係る土地等の登記に関する事。
- (8) 公有水面の埋立てに関する事（漁港に係るものに限る。次号において同じ。）。
- (9) 砂利採取計画の認可に関する事。
- (10) 港勢調査に関する事。
- (11) 漁業の免許及び許可に関する事。
- (12) 漁船及び小型船舶に関する事。
- (13) 漁業の調整及び取締りに関する事。
- (14) 漁場の利用調整に関する事。
- (15) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関する事。
- (16) 栽培漁業の振興に関する事。
- (17) 水産資源の保護及び管理に関する事。
- (18) 水産業の改良普及に関する事。
- (19) 水産業の担い手に関する事。
- (20) 漁業経営構造改善に関する事。
- (21) 水産物の生産、加工及び流通に関する事。
- (22) 水産物卸売市場に関する事。
- (23) 隠岐海区漁業調整委員会に関する事。

- (24) 漁場の整備事業に関する事。
- (25) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の工事の執行に関する事。
- (26) 漁港関連道工事の執行に関する事。
- (27) 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関する事。
- (28) 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関する事。
- (29) 漁港施設用地の利用計画に関する事。

島前出張所

- (1) 水産業の改良普及に関する事。
- (2) 漁港の工事の執行に関する事。
- (3) 漁港関連道工事の執行に関する事。
- (4) 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関する事。
- (5) 海岸保全区域の工事の執行に関する事（漁港に係るものに限る。）。
- (6) 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関する事。

土木建築局

業務部

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関する事。
- (3) 建設業に関する事。
- (4) 建設工事統計及び建設業務統計に関する事。
- (5) 水防に関する事。
- (6) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事（技術に関するものを除く。）。
- (7) 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。
- (8) 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。
- (9) 局の所掌に属する事項のうち、他部の所掌に属しない事項に関する事。

工務部

- (1) 道路の管理及び工事の執行に関する事。
- (2) 河川の管理及び工事の執行に関する事。
- (3) 港湾の管理及び工事の執行に関する事。
- (4) 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関する事（土木部の所掌に属するものに限る。次号、第10号、第12号及び第13号において同じ。）。
- (5) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事。
- (6) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。
- (7) 都市計画事業の施行及び都市計画区域の管理に関する事。
- (8) 都市公園、下水道、土地区画整理及び駐車場に関する事（下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。）。
- (9) 国土交通省所管の公共用財産の管理に関する事。
- (10) 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関する事。
- (11) 屋外広告物に関する事。
- (12) 公有水面の埋立てに関する事。
- (13) 砂利採取法の施行に関する事。
- (14) 採石法の施行に関する事。
- (15) 優良宅地の認定に関する事。
- (16) 洪水予報及び洪水調節に関する事。

- (17) ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること。
- (18) 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関すること。
- (19) 国又は県が補助する市町村公共土木事業（道路事業及び都市計画事業に係るものに限る。）の指導及び監督に関すること（技術に関するものに限る。）。
- (20) 第1号から第5号まで、第7号、第8号及び第18号に係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。

建築部

- (1) 建築物の建築基準及び建築士に関すること。
- (2) 宅地造成等規制法の施行に関すること。
- (3) 宅地建物取引業に関すること。
- (4) 町村等の建築物（国庫補助金又は県費補助金の伴うものに限る。）の指導及び検査に関すること。
- (5) 県営住宅の管理に関すること。
- (6) 住宅の需給計画に関すること。
- (7) がけ地近接等危険住宅移転事業に関すること。
- (8) 住宅地区改良事業等に関すること。
- (9) 市街地再開発事業（土木部建築住宅課の所掌に属するものに限る。）に関すること。
- (10) 建築の統計に関すること。
- (11) 住宅金融公庫及び都市基盤整備公団からの受託業務に関すること。
- (12) 県有建築物の建築及び修繕工事に関すること。
- (13) 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関すること。
- (14) 建築工事及び修繕工事の検査に関すること。
- (15) 優良住宅の認定に関すること。

島前事業部

- (1) 島前集合庁舎の管理に関すること（庁舎管理者の業務に限る。）。
- (2) 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
- (3) 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。
- (4) 道路の管理及び工事の執行に関すること。
- (5) 河川の管理及び工事の執行に関すること。
- (6) 港湾の管理及び工事の執行に関すること。
- (7) 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。次号、第13号、第15号及び第16号において同じ。）。
- (8) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること。
- (9) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関すること。
- (10) 都市公園、下水道、土地区画整理及び駐車場に関すること（下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。）。
- (11) 都市計画事業の施行に関すること。
- (12) 国土交通省所管の公共用財産の管理に関すること。
- (13) 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関すること。
- (14) 屋外広告物に関すること。
- (15) 公有水面の埋立てに関すること。
- (16) 砂利採取法の施行に関すること。
- (17) 優良宅地の認定に関すること。
- (18) 洪水予報及び洪水調節に関すること。

- (19) ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること。
 (20) 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関すること。
 (21) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関するものに限る。）。
 (22) 第 4 号から第 8 号まで、第10号、第11号及び第20号に係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。

技術管理スタッフ

- (1) 工事検査に関すること。
 (2) 土木工事の施工管理に関すること。
 (3) 公共事業のコスト縮減に関すること。
 (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること。
 (5) 建設副産物対策に関すること。
 (6) 土木技術等に関すること。

隠岐空港管理所

空港及びその附属施設の管理に関すること。

空港建設局

- (1) 空港に係る工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
 (2) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
 (3) 空港建設の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関すること。
 (4) 空港建設の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関すること。

第30条第 2 項を次のように改める。

- 2 次の表の左欄に掲げる総務事務所は、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる総務事務所又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

総務事務所	部	グループ又はスタッフ
松江総務事務所	総務企画部	総務グループ、地域振興グループ、会計グループ
	税務部	管理・収税グループ、自動車税グループ、事業税・軽油引取税グループ、不動産取得税グループ
		納税推進スタッフ、人権・同和スタッフ
出雲総務事務所	総務企画部	総務グループ、地域振興グループ、会計グループ
	税務部	納税グループ、諸税グループ、不動産取得税グループ
		人権・同和スタッフ
浜田総務事務所 益田総務事務所	総務企画部	総務グループ、地域振興グループ、会計グループ
	税務部	納税グループ、課税グループ
		人権・同和スタッフ
木次総務事務所	総務税務部	総務グループ、地域振興グループ、会計グループ、税務グループ
川本総務事務所		人権・同和スタッフ

第30条第 3 項中「川本総務事務所」を「川本総務事務所総務税務部」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

- 4 部及び分室の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部及び総務税務部（税務に関するものを除く。）

- (1) 庶務に関すること。
 (2) 職員の厚生に関すること。
 (3) 合同庁舎及び職員宿舍の管理に関すること。
 (4) 集合庁舎の管理（庁舎の秩序維持に係る業務を除く。）に関すること（木次総務事務所及び川本総務事務所に限る。）。

- (5) 情報通信ネットワークの管理に関すること。
- (6) 情報公開に関すること。
- (7) 旅券に関すること(松江総務事務所を除く。)
- (8) 消費者保護に関すること。
- (9) 男女共同参画社会の形成に係る施策の推進に関すること。
- (10) 同和対策に関すること。
- (11) 人権施策の調整に関すること。
- (12) 消防防災に関すること。
- (13) 防災行政無線に関すること。
- (14) 災害対策等の連絡調整に関すること。
- (15) 災害救助法の施行に関すること。
- (16) 景観対策に関すること。
- (17) 島根県選挙管理委員会事務局の支局に関すること。
- (18) 市町村の振興施策の支援及び市町村との連絡調整に関すること。
- (19) 広域振興施策その他地域振興に関すること。
- (20) 地方機関の連絡調整に関すること。
- (21) 地域振興プロジェクトチーム及び地域政策推進会議に関すること。
- (22) 広聴及び広報に関すること。
- (23) 地方分権及び広域行政の推進に関すること。
- (24) 島根県中期計画及び島根県長期計画の推進に関すること。
- (25) 土地利用の調整に関すること。
- (26) 出納事務に関すること。
- (27) 総務事務所において集中管理する県有自動車に関すること。
- (28) 他部の所掌に属しない事項に関すること。

税務部及び総務税務部(税務に関するものに限る。)

- (1) 県税及び県税に係る附帯金の賦課徴収並びにこれらの収納管理に関すること。
- (2) 徴収委託を受けた他の地方団体の税の徴収に関すること。

大田分室

- (1) 大田市及び邇摩郡における県税及び県税に係る附帯金の徴収並びにこれらに係る申告、申請等に関すること。
- (2) 旅券に関すること。

第31条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 中山間地域研究センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、中山間地域研究センター又は同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部	グループ又はスタッフ
企画情報部	企画調整スタッフ、総務グループ、地域研究グループ
総合技術部	資源環境グループ、鳥獣対策グループ
森林林業部	森林林業育成グループ、森林保護グループ、木材利用グループ
	県有林管理スタッフ

- 3 部及び県有林管理スタッフの所掌事務は、次のとおりとする。

企画情報部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。

- (3) 中山間地域の振興のための調査研究に関する事。
- (4) 中山間地域の振興事業に関する事。
- (5) 中山間地域の振興のための情報の収集及び提供に関する事。
- (6) 他部又は県有林管理スタッフの所掌に属しない事項に関する事。

総合技術部

- (1) 中山間地域の農畜産業の試験研究及び技術指導に関する事。
- (2) 特用林産物の調査研究及び技術指導に関する事。
- (3) 野生鳥獣による被害防止対策の調査研究及び技術指導に関する事。

森林林業部

- (1) 育種、育苗並びに森林の更新及び保育の調査研究並びに技術指導に関する事。
- (2) 森林保護の調査研究及び技術指導に関する事。
- (3) 林業経営及び森林立地の調査研究及び技術指導に関する事。
- (4) 木材の調査研究及び技術指導に関する事。

県有林管理スタッフ

県有林及び県民の森の管理に関する事。

第35条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (4) 配偶者からの暴力の防止及びその被害者の保護のため必要な業務を行うこと。

第37条第 2 項中「総務課、学芸課及び普及課」を「総務担当及び学芸グループ」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 美術館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 美術館協議会に関する事。
- (2) 美術館の施設等の利用に関する事。
- (3) 美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示に関する事。
- (4) 美術に関する専門的、技術的な調査及び研究に関する事。
- (5) 他の美術館等との連携協力に関する事。
- (6) 美術に関する教育・普及活動に関する事。
- (7) 美術に関する図録、館報、所蔵品目録等の美術情報の提供に関する事。
- (8) 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設との協力及びその活動の援助に関する事。

第40条第 2 項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げる健康福祉センターに、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる健康福祉センター又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又は担当を置く。

健康福祉センター	部	グループ又は担当
		総務企画情報グループ
松江健康福祉センター	保健福祉部	福祉グループ、生活支援グループ、高齢者障害者支援グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、検査グループ、食品衛生機動監視担当
		能義保健環境グループ
木次健康福祉センター		総務企画情報グループ
	保健福祉部	福祉グループ、生活支援グループ、高齢者障害者支援グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ

	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視担当
出雲健康福祉センター		総務企画情報グループ
	保健福祉部	社会福祉グループ、高齢者障害者支援グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、動物管理グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視担当
川本健康福祉センター		総務企画情報グループ
	保健福祉部	福祉グループ、生活支援グループ、高齢者障害者支援グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視担当
		大田保健推進グループ
浜田健康福祉センター		総務企画情報グループ
	保健福祉部	社会福祉グループ、高齢者障害者支援グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、検査グループ、食品衛生機動監視担当
益田健康福祉センター		総務企画情報グループ
	保健福祉部	社会福祉グループ、高齢者障害者支援グループ、健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視担当

第40条第4項を次のように改める。

4 部及びグループの所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画情報グループ

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 保健、医療、福祉及び環境の総合相談に関すること。
- (3) 保健、医療、福祉及び環境の情報サービスに関すること。
- (4) 保健、医療、福祉及び環境の調査研究の企画調整に関すること。
- (5) 研修に関すること。
- (6) 地域保健福祉協議会に関すること。
- (7) 保健、医療、福祉及び環境に係る地域プランの総合的調整に関すること。
- (8) 他部及び他グループの所掌に属しない事項に関すること。

保健福祉部

福祉と保健及び医療との連絡調整に関すること（環境衛生部の所掌に属するものを除く。）。

環境衛生部

環境と保健及び医療との連絡調整に関すること（保健福祉部の所掌に属するものを除く。）。

能義保健環境グループ

保健、医療及び環境の調整に関すること。

大田保健推進グループ

保健及び医療の調整に関すること。

第40条第5項を削る。

第41条第3項を次のように改める。

3 次の表の左欄に掲げる福祉事務所に、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる福祉事務所又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループを置く。

福祉事務所	部	グ ル ー プ
東部福祉事務所		総務企画情報グループ
雲南福祉事務所 県央福祉事務所	保健福祉部	福祉グループ、生活支援グループ、高齢者障害者支援グループ
簸川福祉事務所		総務企画情報グループ
那賀福祉事務所 西部福祉事務所 隠岐福祉事務所	保健福祉部	社会福祉グループ、高齢者障害者支援グループ

第41条第 5 項を次のように改める。

5 部及びグループの所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画情報グループ

- (1) 地域保健福祉協議会に関する事。
- (2) 老人保健福祉計画及び障害者プランの総合的調整に関する事。
- (3) 他部の所掌に属しない事項に関する事。

保健福祉部

- (1) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (2) 老人福祉に関する事。
- (3) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- (4) 児童福祉に関する事。
- (5) 青少年対策に関する事。
- (6) 母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉に関する事。
- (7) 児童扶養手当に関する事。
- (8) 女性相談に関する事。
- (9) 福祉団体の育成指導に関する事。
- (10) 生活保護に関する事。
- (11) 地域福祉の推進に関する事。
- (12) 老人保健福祉計画の推進に関する事。
- (13) 介護保険に関する事。
- (14) 老人医療に関する事。
- (15) 身体障害者福祉に関する事。
- (16) 知的障害者福祉に関する事。
- (17) 障害者プランの推進に関する事。

第42条第 3 項を次のように改める。

3 次の表の左欄に掲げる保健所に、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる保健所又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又は担当を置く。

保 健 所	部	グループ又は担当
松江保健所		総務企画情報グループ
浜田保健所	保健福祉部	健康増進グループ、医事・難病支援グループ
	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、検査グループ、食品衛生機動監視担当
雲南保健所		総務企画情報グループ
県央保健所	保健福祉部	健康増進グループ、医事・難病支援グループ

益田保健所	環境衛生部	衛生指導グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視担当
出雲保健所		総務企画情報グループ
	保健福祉部	健康増進グループ、医事・難病支援グループ
隠岐保健所	環境衛生部	衛生指導グループ、動物管理グループ、環境保全グループ、食品衛生機動監視担当
		総務企画情報グループ
	保健福祉部	保健・医事グループ
	環境衛生部	環境衛生グループ、食品衛生機動監視担当

第42条第5項及び第6項を次のように改める。

- 5 松江保健所能義支所に能義保健環境グループを、県央保健所大田支所に大田保健推進グループを、隠岐保健所黒木支所に黒木保健環境グループを置く。
- 6 部、総務企画情報グループ及び支所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画情報グループ

- (1) 地域保健福祉協議会に関する事。
- (2) 保健、医療及び環境に係る地域プランの総合的調整に関する事。
- (3) 他部の所掌に属しない事項に関する事。

保健福祉部

- (1) 老人保健福祉計画の推進に関する事。
- (2) 介護保険に関する事。
- (3) 老人医療に関する事。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
- (5) 障害者プランの推進に関する事。
- (6) 地域保健医療計画に関する事。
- (7) 病院、診療所その他の医療施設に関する事。
- (8) 結核の予防に関する事。
- (9) 特定疾患に関する事。
- (10) 環境汚染に係る健康被害に関する事。
- (11) 原爆被爆者の健康管理に関する事。
- (12) 生活習慣病の予防に関する事。
- (13) 老人保健に関する事。
- (14) 衛生教育に関する事。
- (15) 医師、歯科医師、看護師その他の保健医療関係者に関する事。
- (16) 保健統計に関する事。
- (17) 死体の解剖保存に関する事。
- (18) 栄養の改善及び指導に関する事。
- (19) 栄養士及び調理師に関する事。
- (20) 健康増進に関する事。
- (21) 歯科保健に関する事。
- (22) 母子保健に関する事。
- (23) 保健指導に関する事。
- (24) 保健師の指導に関する事。
- (25) 医療社会事業に関する事。

環境衛生部

- (1) 感染症及び伝染病の予防に関すること。
- (2) 温泉に関すること。
- (3) 薬剤師、理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関すること。
- (4) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び水泳場の衛生に関すること。
- (5) 墓地、火葬場等に関すること。
- (6) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。
- (7) 薬事、毒物劇物及び生薬に関すること。
- (8) 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚せい剤に関すること。
- (9) 血液に関すること。
- (10) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (11) 緊急用血清等に関すること。
- (12) 食品衛生に関すること。
- (13) 水道及び飲料水に関すること。
- (14) と畜場及びと畜に関すること。
- (15) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。
- (16) 化製場等に関すること。
- (17) 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関すること。
- (18) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (19) 動物管理センターの管理運営に関すること（出雲保健所に限る。）。
- (20) 環境保全思想の普及啓発に関すること。
- (21) 大気汚染及び水質汚濁の防止に関すること。
- (22) 土壌汚染対策に関すること。
- (23) 騒音、振動及び悪臭の防止対策の指導に関すること。
- (24) 公害苦情の処理及び公害防止管理者の指導に関すること。
- (25) 廃棄物の適正処理に関すること。
- (26) 廃棄物の減量化及び再資源化に関すること。
- (27) 浄化槽に関すること。
- (28) 特定建築物の衛生管理に関すること。
- (29) ねずみ（野そを除く。）及び衛生害虫に関すること。
- (30) 衛生上の試験及び検査に関すること。

能義支所

安来市及び能義郡の保健、医療及び環境に関すること。

大田支所

大田市及び邇摩郡の保健及び医療に関すること。

黒木支所

隠岐郡海士町、西ノ島町及び知夫村の保健、医療及び環境に関すること。

第43条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 保健環境科学研究所に、次の表の左欄に掲げる部及び原子力環境センター（以下この項及び次項において「部等」という。）を置き、保健環境科学研究所又は同表の左欄に掲げる部等にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部 等	グループ又はスタッフ
	総務企画情報グループ、企画調整・GLPスタッフ
保健科学部	感染症疫学グループ、生活科学グループ
環境科学部	大気環境グループ、水環境グループ、放射能グループ、湖沼環境スタッフ
原子力環境センター	

3 部等の所掌事務は、次のとおりとする。

保健科学部

- (1) 病原微生物及び人畜共通疾患の検査及び調査研究に関する事。
- (2) 病理学的検査に関する事。
- (3) 衛生動物の調査研究に関する事。
- (4) 保健情報の解析提供に関する事。
- (5) 食品、食品添加物等の試験及び調査研究に関する事。
- (6) 医薬品、家庭用品等の試験及び調査研究に関する事。
- (7) 温泉の分析及び調査研究に関する事。

環境科学部

- (1) 大気汚染に関する試験及び調査研究に関する事。
- (2) 騒音、振動、悪臭等に関する試験及び調査研究に関する事。
- (3) 水質に関する試験及び調査研究に関する事。
- (4) 有害化学物質（他科の所掌に属するものを除く。）に関する試験及び調査研究に関する事。
- (5) 環境放射能等の試験及び調査研究に関する事（原子力発電所に係るものを除く。）。

原子力環境センター

- (1) 原子力発電所に係る環境放射能等の常時監視、調査研究及びその広報に関する事。
- (2) 緊急時の環境放射能等の調査解析研究に関する事。

第45条第2項を次のように改める。

2 中央病院に、次の表の左欄に掲げる局又は室を置き、同欄に掲げる局にそれぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる局若しくは室又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は科を置く。

局又は室	部	グループ、スタッフ又は科
事務局	総務管理部	総務グループ、施設管理グループ
	経営企画部	経営グループ、業務グループ、企画情報スタッフ
	中央診療部	リハビリテーション科
		放射線科
		内視鏡科
		検査診断科
		病理組織診断科
	内科診療部	総合診療科
		精神神経科
		神経内科
		呼吸器科
		消化器科
	循環器科	

医療局		アレルギー科
		血液免疫科
		内分泌代謝科
	外科診療部	外科
		整形外科
		脳神経外科
		呼吸器外科
		心臓血管外科
		泌尿器科
		腎臓科
	皮膚感覚器診療部	形成外科
		皮膚科
		眼科
		耳鼻咽喉科
		歯科
	救命救急診療部	救命救急科
		麻酔科
		手術科
	母性小児診療部	小児科
小児外科		
産婦人科		
薬剤局		薬剤科
医療技術局		放射線技術科
		検査技術科
		栄養管理科
		臨床工学科
		リハビリテーション技術科
看護局	救命救急看護部	救命救急外来看護科
		救命救急病棟看護科
		集中治療看護科
		手術看護科
	中央診療看護部	中央診療看護科
	外来看護部	外来看護科
	母性小児病棟看護部	母性小児病棟看護科
	第一総合病棟看護部	リハ総合病棟看護科
		脳神経総合病棟看護科
		胸部総合病棟看護科
第二総合病棟看護部	内科総合病棟看護科	
	外科総合病棟看護科	
	腹部総合病棟看護科	
地域医療連携室		地域医療連携科
		医療情報管理科

第45条第4項を次のように改める。

4 湖陵病院に、次の表の左欄に掲げる局を置き、同欄に掲げる局に同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる局又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又は科を置く。

局	部	グループ又は科
事務局	総務営業部	総務企画グループ、経営グループ、栄養管理グループ
医療局		第一精神神経科
		第二精神神経科
		リハビリテーション科
		デイ・ケア科
		臨床検査科
		薬剤科
		医療相談科
看護局		

第45条第5項中「、室及び課」を「及び室」に改め、同項の表事務局の部を次のように改める。

事務局

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 職員の身分、給与及び福利厚生に関する事。
- (3) 病院施設の維持管理に関する事。
- (4) 情報システムに関する事。
- (5) 経営計画に関する事。
- (6) 経営分析に関する事。
- (7) 出納その他会計事務に関する事。
- (8) 診療報酬等の請求に関する事。
- (9) 物品等の購入管理に関する事。

第45条第5項の表医療局の部の次に次のように加える。

薬剤局

調剤及び製剤並びに医薬品（衛生材料を除く。）の検査、保管及び出納に関する事。

第45条第5項の表医療技術局の部中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6項中「及び課」を削り、同項の表事務局の部を次のように改める。

事務局

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 経営分析に関する事。
- (3) 出納その他会計事務に関する事。
- (4) 物品等の購入管理に関する事。
- (5) 診療報酬等の請求に関する事。
- (6) 診療記録の管理に関する事。
- (7) 入院患者の給食に関する事。
- (8) 患者の栄養指導に関する事。
- (9) 病院施設の維持管理に関する事。

第47条第2項中「課」を「グループ又はスタッフ」に改め、同項の表を次のように改める。

児童相談所	グループ又はスタッフ
中央児童相談所	相談支援グループ、判定保護グループ、総務企画スタッフ、地域連携相談スタッフ
出雲児童相談所	相談支援グループ、判定保護グループ、地域連携相談スタッフ
浜田児童相談所 益田児童相談所	相談支援グループ、判定保護グループ

第47条第 3 項を次のように改める。

3 児童相談所の業務は、次のとおりとする（第 6 号から第 8 号までに規定する業務は、中央児童相談所に限る。）。

- (1) 児童に関する各般の相談に関すること。
- (2) 児童及びその家庭に対する調査、判定及び指導に関すること。
- (3) 児童の一時保護に関すること。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童等に対する措置に関すること。
- (5) 児童の相談援助に係る関係機関及び団体との連携に関すること。
- (6) 主要事業の企画運営に関すること。
- (7) 他の児童相談所との連絡調整に関すること。
- (8) 児童福祉統計の総括に関すること。

第48条第 2 項中「庶務課及び指導課」を「総務グループ及び自立支援グループ」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 わかたけ学園の業務は、次のとおりとする。

- (1) 児童の自立支援の計画及び実施に関すること。
- (2) 児童の保護指導及び寮の運営管理に関すること。
- (3) 児童の心理的援助に関すること。
- (4) 退園児童の予後指導に関すること。

第51条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 身体障害者授産センターに、支援グループ及び業務グループを置く。

3 身体障害者授産センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の健康管理、生活支援及び退所時の相談援助に関すること。
- (2) 入所者の栄養管理及び給食に関すること。
- (3) 入所者の授産指導に関すること。

第54条第 3 項を次のように改める。

3 次の表の左欄に掲げる知的障害児施設に、それぞれ同表の右欄に掲げるグループを置く。

知的障害児施設	グ ル ー プ
さざなみ学園	管理グループ、地域療育グループ、児童支援第一グループ、児童支援第二グループ
こくぶ学園	管理グループ、児童支援グループ

第54条第 4 項及び第 5 項を削る。

第56条第 2 項中「検査課及び試験課」を「検査グループ、試験グループ、食肉安全管理スタッフ及び総務担当」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 食肉衛生検査所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のと殺又は解体の検査（以下「と畜検査」という。）に関すること。
- (2) と畜場及びと畜業者の衛生措置に関すること。
- (3) 食品衛生に関すること。
- (4) 保健統計に関すること。

- (5) と畜検査に係る精密検査に関すること。
- (6) と畜検査に必要な獣疫の調査研究に関すること。

第57条第2項及び第3項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げる農林振興センターに、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、同表の左欄に掲げる農林振興センター又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

農林振興センター	部	グループ、スタッフ又は担当
松江農林振興センター	農政部	総務グループ、農業振興グループ
	農業普及部	地域指導グループ、農畜産指導グループ、園芸指導グループ、干拓指導グループ
	家畜衛生部	家畜衛生グループ
	農村整備部	農村整備第一グループ、農村整備第二グループ、農地整備第一グループ、農地整備第二グループ
	林業部	林業振興・森林保全グループ、森林・林業支援グループ、治山・林道グループ 工事検査スタッフ、総合振興担当
木次農林振興センター	農政部	総務グループ、農業振興グループ
	農業普及部	地域指導グループ、農畜産指導グループ、園芸指導グループ
	家畜衛生部	家畜衛生グループ
	農村整備部	農村整備グループ、農地整備グループ
	林業部	林業振興・森林保全グループ、森林・林業支援グループ、治山・林道グループ 工事検査スタッフ、総合振興担当
出雲農林振興センター	農政部	総務グループ、農業振興グループ
	農業普及部	地域指導グループ、農畜産指導グループ、果樹指導グループ、野菜花き指導グループ
	家畜衛生部	家畜衛生グループ
	農村整備部	農村整備第一グループ、農村整備第二グループ、農地整備第一グループ、農地整備第二グループ、用水整備グループ
	林業部	林業振興・森林保全グループ、森林・林業支援グループ、治山・林道グループ 工事検査スタッフ、総合振興担当
川本農林振興センター	農政部	総務グループ、農業振興グループ
	農業普及部	地域指導グループ、農畜産指導グループ、園芸指導グループ
	家畜衛生部	家畜衛生グループ
	農村整備部	農村整備グループ、農地整備グループ
	林業部	林業振興・森林保全グループ、森林・林業支援グループ、治山・林道グループ 工事検査スタッフ、総合振興担当、構造対策緊急地域スタッフ、石見木材振興スタッフ
浜田農林振興センター	農政部	総務グループ、農業振興グループ
	農業普及部	地域指導グループ、農畜産指導グループ、園芸指導グループ
	家畜衛生部	家畜衛生グループ
	農村整備部	農村整備グループ、農地整備グループ
	林業部	林業振興・森林保全グループ、森林・林業支援グループ、治山・林道グループ 工事検査スタッフ、総合振興担当、石見木材振興スタッフ

益田農林振興センター	農政部	総務グループ、農業振興グループ
	農業普及部	地域指導グループ、農畜産指導グループ、園芸指導グループ
	家畜衛生部	家畜衛生グループ
	農村整備部	農村整備グループ、農地整備グループ
	林業部	林業振興・森林保全グループ、森林・林業支援グループ、治山・林道グループ
		工事検査スタッフ、総合振興担当、石見木材振興スタッフ

- 3 次の表の左欄に掲げる農林振興センター農業普及部に、それぞれ同表の中欄に掲げる地域農業普及部を置き、同欄に掲げる地域農業普及部に、それぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

農林振興センター農業普及部	地域農業普及部	グループ又はスタッフ
松江農林振興センター農業普及部	安来地域農業普及部	安来地域指導グループ
木次農林振興センター農業普及部	仁多地域農業普及部	仁多地域指導グループ、横田開発スタッフ
	掛合地域農業普及部	掛合地域指導グループ
川本農林振興センター農業普及部	大田地域農業普及部	大田地域指導グループ
益田農林振興センター農業普及部	津和野地域農業普及部	津和野地域指導グループ

第57条第 7 項を次のように改める。

- 7 川本農林振興センター大田耕地事業所に、農村整備グループ及び農地整備グループを置く。

第57条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

- 8 部、地域農業普及部及び事業所の所掌事務は、次のとおりとする。

農政部

- (1) 庶務に関する事。
- (2) 工事に係る入札及び契約に関する事。
- (3) 土地改良事業等に伴う用地等の取得及び補償に関する事。
- (4) 土地改良財産の管理及び処分に関する事。
- (5) 農地等の換地及び交換分合に関する事。
- (6) 土地改良区に関する事。
- (7) 農業金融（農業改良資金を除く。）に関する事。
- (8) 地域農業の活性化対策に関する事。
- (9) 地域農政推進対策事業に関する事。
- (10) 農業経営基盤強化の促進に関する事。
- (11) 中山間地域等直接支払事業に関する事。
- (12) 農山漁村女性・高齢者対策に関する事。
- (13) 農業振興地域の整備に関する事。
- (14) 農地の調整に関する事。
- (15) 自作農財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (16) 農業協同組合等に関する事。
- (17) 農山村振興等対策に関する事。
- (18) 経営構造対策に関する事。
- (19) 水田農業構造改革対策及び米の需給調整の推進に関する事。
- (20) 農作物、繭、家畜及び畜産物の生産、加工及び流通に関する事。
- (21) 土壌改良及び農業機械に関する事。
- (22) 肥料生産者並びに肥料、農薬等販売者及び使用者の取締り等に関する事。

- ㉓ 品質表示の適正化に関する事。
- ㉔ 家畜商に関する事。
- ㉕ 畜産経営における環境対策に関する事。
- ㉖ 家畜の改良増殖に関する事。
- ㉗ 養蜂に関する事。
- ㉘ 家畜の飼料対策に関する事。
- ㉙ 飼料又は飼料添加物の取締り等に関する事。
- ㉚ 畜産関係補助事業に関する事。
- ㉛ 指定助成事業の指導推進に関する事。
- ㉜ 他部の所掌に属しない事項に関する事。

農業普及部

- (1) 農業改良普及指導の企画調整に関する事。
- (2) 生活改善の普及指導に関する事。
- (3) 農業の担い手の育成指導に関する事。
- (4) 農業改良資金に関する事。
- (5) 農産及び畜産に関する農業技術の普及指導に関する事。
- (6) 農産及び畜産に関する技術情報の提供に関する事。
- (7) 園芸に関する農業技術の普及指導に関する事。
- (8) 園芸に関する技術情報の提供に関する事。
- (9) 国営中海干拓事業地域における営農指導に関する事(松江農林振興センターに限る。)。

地域農業普及部

管轄区域における次に掲げる事項に関する事。

- ア 農業改良普及指導の企画調整に関する事項
- イ 生活改善の普及指導に関する事項
- ウ 農業の担い手の育成指導に関する事項
- エ 農業改良資金に関する事項
- オ 農業技術の普及指導に関する事項
- カ 技術情報の提供に関する事項

家畜衛生部

家畜衛生向上と地域農林業振興施策との連絡調整に関する事。

農村整備部

- (1) 土地改良事業等に係る企画及び調査に関する事。
- (2) 農業水利の調整に関する事。
- (3) 土地改良事業等の実施及び指導に関する事。
- (4) 地すべり防止区域内の事業の実施、指導及び管理に関する事(農地に係るものに限る。次号において同じ。)。
- (5) 海岸保全区域内の事業の実施、指導及び管理に関する事。
- (6) 農地及び農業用施設の災害復旧事業(関連事業を含む。)の実施及び指導に関する事。
- (7) 土地改良事業等に係る設計基準に関する事。
- (8) 国営中海干拓事業に関する事(松江農林振興センターに限る。)。
- (9) 宍道湖・中海淡水化事業に関する事(松江農林振興センター及び出雲農林振興センターに限る。)。

大田耕地事業所

大田市及び瀬摩郡における次に掲げる事項に関する事。

- ア 工事に係る入札及び契約に関する事項
- イ 土地改良事業等に伴う用地等の取得及び補償に関する事項
- ウ 土地改良財産の管理及び処分に関する事項
- エ 農地等の換地及び交換分合に関する事項
- オ 土地改良区に関する事項
- カ 土地改良資金に関する事項
- キ 農村整備部の所掌事務（農村整備部の部第 2 号に規定する事務を除く。）に関する事項

林業部

- (1) 林業行政の連絡調整に関すること。
- (2) 森林吸収源対策に関すること。
- (3) 森林組合等に関すること。
- (4) 林業金融に関すること。
- (5) 入会林野整備に関すること。
- (6) 林業・木材産業構造改革事業に関すること。
- (7) 林業労働力対策に関すること。
- (8) 森林国営保険に関すること。
- (9) 森林の火災予防に関すること。
- (10) 野生鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
- (11) 希少野生動植物（鳥獣に限る。）の種の保存に関すること。
- (12) 保安林に関すること。
- (13) 林地の開発許可に関すること。
- (14) 森林病虫害等の防除に関すること。
- (15) 森林の流域管理システムの推進に関すること。
- (16) 森林計画に関すること。
- (17) 林業の改良普及に関すること。
- (18) 森林に対する県民理解の促進に関すること。
- (19) 木質資源の活用対策に関すること。
- (20) 特用林産物の振興対策に関すること。
- (21) 造林及び間伐に関すること。
- (22) 林業種苗に関すること。
- (23) 分収林に関すること。
- (24) 緑化の推進に関すること。
- (25) 森林整備地域活動支援交付金事業に関すること。
- (26) 林道事業に関すること。
- (27) 林道の災害復旧事業に関すること。
- (28) 治山事業に関すること。
- (29) 保安施設地区の管理に関すること。
- (30) 地すべり防止区域の管理及び地すべり防止事業に関すること（林地に係るものに限る。）。
- (31) 林地荒廃防止施設及び林地の災害復旧事業に関すること。

第58条第 2 項中「開発営農科」を「開発営農グループ」に、「干拓営農科」を「干拓営農スタッフ」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

- 3 農業試験場に、次の表の左欄に掲げる部を置き、農業試験場又は同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部	グループ又はスタッフ
	総務管理グループ、企画調整スタッフ
作物部	作物グループ、生物資源グループ
園芸部	野菜花きグループ、果樹グループ、開発営農グループ、干拓営農スタッフ
環境部	病虫グループ、土壌環境グループ

4 部、グループ及びスタッフの所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理グループ

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 部の所掌に属しない事項に関すること。

企画調整スタッフ

- (1) 農業に関する試験研究の企画及び調整に関すること。
- (2) 農業に関する試験研究の情報に関すること。
- (3) 農業経営の調査研究及び経営指導に関すること。
- (4) 農業に関する試験研究成果の普及に関すること。

作物部

- (1) 水稻、麦類、大豆及び特用作物の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- (2) 水稻、麦類及び大豆の原種採種に関すること。
- (3) 新品種の育成に関すること。
- (4) 優良種苗の大量増殖法開発に関すること。
- (5) 遺伝資源の保存、配布及び利用方法の開発に関すること。

園芸部

- (1) 野菜の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- (2) 花き及び花木の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- (3) 果樹の試験研究及び栽培技術指導に関すること。
- (4) 優良品種の選抜に関すること。

開発営農グループ

農用地開発地区における畑作営農技術の試験研究及び調査に関すること。

干拓営農スタッフ

干拓地区における畑作営農技術の試験研究及び調査に関すること。

環境部

- (1) 農作物の病害虫防除の試験研究及び防除指導に関すること。
- (2) 農作物に有害な動植物の発生予察に関すること。
- (3) 土壌肥料及び作物栄養の試験研究及び技術指導に関すること。
- (4) 土壌汚染及び水質汚濁の調査研究及び技術指導に関すること。
- (5) 肥料の分析及び鑑定に関すること。

第58条第5項を削る。

第59条第3項中「加工技術科及び食品科」を「加工技術スタッフ」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 しまねの味開発指導センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産物の加工技術情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 農林水産物の加工適性、生鮮流通及び包装技術の研究及び指導に関すること。
- (3) 農林水産物の食品製造の改良、研究及び指導に関すること。

(4) 農林水産物の未利用資源の用途開発及び研究に関すること。

(5) 地域特産品の試作開発及び研究に関すること。

第60条第 2 項中「課又は科」を「スタッフ又は担当」に改め、同項の表を次のように改める。

局又は部	スタッフ又は担当
事務局	総務担当
教育部	教育スタッフ

第60条第 3 項の表事務局の部を次のように改める。

事務局

(1) 庶務に関すること。

(2) 農業研修館に関すること。

(3) 教育部の所掌に属しない事項に関すること。

第61条第 3 項中「干拓営農課」を「干拓指導グループ及び干拓営農グループ」に改める。

第62条第 1 項中「(平成10年島根県条例第14号)」を「(平成15年島根県条例第74号)」に改め、同条第 2 項中「指導課」を「指導スタッフ」に改め、同条第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 花ふれあい公園に関すること。

第64条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 畜産試験場に、次の表の左欄に掲げる部を置き、畜産試験場又は同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又は担当を置く。

部	グループ又は担当
	総務担当
研究開発部	繁殖技術グループ、肉用牛グループ、酪農グループ、資源環境グループ

3 畜産試験場の業務は、次のとおりとする。

(1) 牛の繁殖技術の試験研究及び調査指導に関すること。

(2) 肉用牛の試験研究及び産肉に係る能力検定並びに調査指導に関すること。

(3) 乳用牛の試験研究及び調査指導に関すること。

(4) 草地飼料作物の試験研究及び調査指導に関すること。

(5) 家畜ふん尿の処理及び利用の試験研究及び調査指導に関すること。

(6) 飼料の検査及び分析に関すること。

第65条第 2 項中「衛生係及び防疫係」を「家畜衛生グループ」に改める。

第66条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 家畜衛生研究所に、研究スタッフを置く。

第67条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 種畜センターに、肉用牛改良スタッフを置く。

第68条及び第69条を次のように改める。

第68条及び第69条 削除

第70条第 2 項中「業務課」を「業務スタッフ」に改める。

第71条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 水産事務所に、総務グループ、水産グループ及び漁港グループを置く。

3 水産事務所の業務は、次のとおりとする。

(1) 水産関係の工事に係る入札及び契約に関すること。

(2) 水産業協同組合等に関すること。

- (3) 水産金融に関すること。
- (4) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の管理に関すること。
- (5) 農林水産省所管の国有海浜地等（漁港に係るものに限る。）の管理及び処分に関すること。
- (6) 漁港事業等に伴う用地等の取得及び補償に関すること。
- (7) 漁港事業等に係る土地等の登記に関すること。
- (8) 公有水面の埋立てに関すること（漁港に係るものに限る。次号において同じ。）。
- (9) 砂利採取計画の認可に関すること。
- (10) 港勢調査に関すること。
- (11) 漁業の免許及び許可に関すること。
- (12) 漁船及び小型船舶に関すること。
- (13) 漁業の調整及び取締りに関すること。
- (14) 漁場の利用調整に関すること。
- (15) 漁場環境の保全及び漁業被害対策に関すること。
- (16) 栽培漁業の振興に関すること。
- (17) 内水面漁業の振興に関すること。
- (18) 水産資源の保護及び管理に関すること。
- (19) 水産業の改良普及に関すること。
- (20) 水産業の担い手に関すること。
- (21) 漁業経営構造改善に関すること。
- (22) 水産物の生産、加工及び流通に関すること。
- (23) 水産物卸売市場に関すること。
- (24) 漁場の整備事業に関すること。
- (25) 漁港及び海岸保全区域（漁港に係るものに限る。）の工事の執行に関すること。
- (26) 漁港関連道工事の執行に関すること。
- (27) 漁港の災害復旧工事（関連工事を含む。）の執行に関すること。
- (28) 漁港関係市町村工事の指導及び監督に関すること。
- (29) 漁港施設用地の利用計画に関すること。

第72条第3項を次のように改める。

3 水産試験場に、次の表の左欄に掲げる部を置き、水産試験場又は同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部	グループ又はスタッフ
	総務グループ
研究開発部	海洋資源グループ、利用化学グループ、企画調整スタッフ

第72条第4項中「水産試験場」を「水産試験場研究開発部」に改め、同条第6項を次のように改める。

- 6 水産試験場の業務は、次のとおりとする。
- (1) 試験船島根丸、試験船明風及び試験船いそかぜの運行管理に関すること。
 - (2) 水産業に関する試験研究の企画及び調整に関すること。
 - (3) 水産業に関する試験研究の情報に関すること。
 - (4) 漁場の開発及び造成の研究に関すること。
 - (5) 漁具及び漁法の研究に関すること。
 - (6) 海洋調査及び漁海況予報事業に関すること。
 - (7) 水産生物資源の研究に関すること。

- (8) 水産物の利用及び加工の研究に関すること。
- (9) 漁場の環境保全の調査に関すること。
- (10) 浅海増養殖の研究及び技術指導に関すること(鹿島浅海分場)。
- (11) 原子力発電所の温排水の調査に関すること(鹿島浅海分場)。
- (12) 試験船やそしまの運行管理に関すること(鹿島浅海分場)。
- (13) 漁業用無線の通信及び指導に関すること(漁業無線指導所)。

第73条第 3 項中「生物資源科及び漁場環境科」を「調査研究スタッフ」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 内水面水産試験場の業務は、次のとおりとする。

- (1) 水産生物資源の研究に関すること。
- (2) 漁場の環境保全の調査及び研究に関すること。

第75条第 3 項中「生産開発科」を「生産開発スタッフ」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 栽培漁業センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 項に規定する業務に関すること。
- (2) 沿岸漁業者の研修に関すること。

第75条第 5 項を削る。

第76条第 3 項を次のように改める。

3 大阪事務所に、管理部を置き、同部に総務観光スタッフ、しまね産品振興スタッフ及び企業誘致スタッフを置く。

第76条第 4 項を削る。

第79条第 2 項中「観光労政課及び商工支援課」を「観光労政グループ及び商工支援グループ」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 浜田商工労政事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 県産品の振興に関すること。
- (3) 企業の誘致に関すること。
- (4) 貸金業に関すること。
- (5) 労働関係の調整に関すること。
- (6) 労働関係の安定促進に関すること。
- (7) 労働教育及び労働情報に関すること。
- (8) 労働組合に関すること。
- (9) 労働福祉の向上に関すること。
- (10) 雇用環境の整備に関すること。
- (11) 小規模事業者の経営改善の普及に関すること。
- (12) 中小企業の組織化に関すること。
- (13) 商工業の振興に関すること。
- (14) 地場産業の振興に関すること。
- (15) 下請企業の振興に関すること。
- (16) 高度化資金貸付事業に関すること。
- (17) 中小企業制度融資に関すること。
- (18) 企業立地促進の資金に関すること。
- (19) 環境資金に関すること。
- (20) 小規模企業者等設備導入資金に関すること。
- (21) 高度化資金貸付事業等に係る診断助言に関すること。
- (22) 中小企業の経営革新の支援に関すること。

- (23) 中小企業の経営資源活用新事業計画の認定に関すること。
 (24) 貿易の振興に関すること。

第82条第2項を次のように改める。

- 2 産業技術センターに、次の表の左欄に掲げる部を置き、産業技術センター及び同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ及びプロジェクトチームを置く。

部	グループ、スタッフ及びプロジェクトチーム
	総務グループ、評価・危機管理スタッフ、企画調整スタッフ、新機能材料開発プロジェクトチーム、新エネルギー応用製品開発プロジェクトチーム、プラズマ利用技術開発プロジェクトチーム、バーチャルリアリティ技術開発プロジェクトチーム
技術部	材料技術グループ、環境技術グループ、生物応用グループ、生産技術グループ、情報デザイングループ

第82条第3項を削り、同条第4項中「分場」を「支所」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「分場」を「支所」に、「総合支援室及び研究開発科」を「総合支援グループ及び研究開発グループ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 産業技術センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 特定プロジェクトの推進に係る調査及び研究開発に関すること。
- (2) 無機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (3) 有機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (4) 廃棄物の処理及びリサイクル、環境配慮型エネルギーの利用その他の環境技術並びに化学応用技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (5) 生物資源の利用及び管理、食品製造その他の生物応用に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (6) 機械金属加工等の生産技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (7) 電子材料等のプロセス技術に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (8) 情報技術、産業デザインに関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。
- (9) 産業高度化支援センターに関すること（産業振興課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 県西部地域における産業技術に関する調査、相談及び指導に関すること（支所）。
- (11) 窯業並びに食品の加工技術及び製造管理に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること（支所）。

第82条第6項を削る。

第84条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 次の表の左欄に掲げる高等技術校に、それぞれ同表の右欄に掲げるグループ又は担当を置く。

高等技術校	グループ又は担当
松江高等技術校	総務グループ、指導グループ
出雲高等技術校	総務グループ、指導グループ、能力開発グループ
浜田高等技術校 益田高等技術校	指導グループ、総務担当

- 3 高等技術校の業務は、次のとおりとする。

- (1) 職業訓練の計画及び実施に関すること。
- (2) 訓練生の募集、入校選考及び就職に関すること。
- (3) 職業能力開発に関する相談及び指導に関すること。
- (4) 寄宿舎の管理運営に関すること（浜田高等技術校及び益田高等技術校を除く。）。

第85条を次のように改める。

(土木建築事務所)

第85条 島根県行政機関等設置条例第10条第 1 項の規定により設置された土木建築事務所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
松江土木建築事務所	松江市	松江市、安来市、八束郡、能義郡
木次土木建築事務所	大原郡木次町	仁多郡、大原郡、飯石郡
出雲土木建築事務所	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡
川本土木建築事務所	邑智郡川本町	大田市、邇摩郡、邑智郡
浜田土木建築事務所	浜田市	浜田市、江津市、那賀郡
益田土木建築事務所	益田市	益田市、美濃郡、鹿足郡

2 次の表の左欄に掲げる土木建築事務所に、それぞれ同表の中欄に掲げる部を置き、土木建築事務所又は同表の中欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ、スタッフ又は担当を置く。

土木建築事務所	部	グループ、スタッフ又は担当
松江土木建築事務所	業務部	総務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ、用地スタッフ
	維持管理部	管理グループ、維持グループ
	工務部	道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川港湾グループ、砂防グループ、都市整備グループ
	建築部	建築グループ
		技術管理スタッフ
木次土木建築事務所	業務部	総務グループ、用地グループ
	工務部	管理グループ、維持グループ、道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川砂防グループ
	建築部	
		技術管理スタッフ、志津見ダム・尾原ダム対策スタッフ
出雲土木建築事務所	業務部	総務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ、用地スタッフ
	維持管理部	管理グループ、維持グループ
	工務部	道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河港砂防グループ、都市河川グループ、都市整備グループ
	建築部	建築グループ
		技術管理スタッフ、放水路対策スタッフ
川本土木建築事務所	業務部	総務グループ、用地グループ
	工務部	管理グループ、維持グループ、道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川砂防グループ
	建築部	
		技術管理スタッフ
浜田土木建築事務所	業務部	総務グループ、用地グループ
	維持管理部	管理グループ、維持グループ
	工務部	道路建設第一グループ、道路建設第二グループ、河川砂防グループ、港湾グループ
	建築部	建築グループ
		技術管理スタッフ

益田土木建築事務所	業務部	総務グループ、用地グループ、高速道用地担当
	維持管理部	管理グループ、維持グループ
	工務部	道路建設グループ、河港砂防グループ、都市整備グループ、ダム建設グループ
	建築部	建築グループ
		技術管理スタッフ

3 土木建築事務所に事業所を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
松江土木建築事務所広瀬土木事業所	能義郡広瀬町
木次土木建築事務所仁多土木事業所	仁多郡仁多町
川本土木建築事務所大田土木事業所	大田市
益田土木建築事務所津和野土木事業所	鹿足郡津和野町

4 次の表の左欄に掲げる事業所に、それぞれ同表の右欄に掲げるグループを置く。

事 業 所	グ ル ー プ
松江土木建築事務所広瀬土木事業所	業務グループ、維持管理グループ、道路建設グループ、河港砂防グループ
木次土木建築事務所仁多土木事業所	業務グループ、維持管理グループ、工務グループ
川本土木建築事務所大田土木事業所	業務グループ、維持管理グループ、道路建設グループ、河港砂防グループ
益田土木建築事務所津和野土木事業所	業務グループ、維持管理グループ、道路建設グループ、河川砂防グループ

5 次の表の左欄に掲げる土木建築事務所の部又は事業所に、出張所又は管理所を置き、その名称及び位置は、それぞれ同表の中欄及び右欄のとおりとする。

部又は事業所	名 称	位 置
松江土木建築事務所広瀬土木事業所	松江土木建築事務所布部ダム管理所	能義郡広瀬町
木次土木建築事務所工務部	木次土木建築事務所頓原出張所	飯石郡頓原町
川本土木建築事務所工務部	川本土木建築事務所八戸ダム管理所	邑智郡桜江町
浜田土木建築事務所維持管理部	浜田土木建築事務所浜田ダム管理所	浜田市
	浜田土木建築事務所浜田港湾管理所	浜田市
益田土木建築事務所維持管理部	益田土木建築事務所石見空港管理所	益田市
益田土木建築事務所工務部	益田土木建築事務所匹見出張所	美濃郡匹見町
益田土木建築事務所津和野土木事業所	益田土木建築事務所六日市出張所	鹿足郡六日市町

6 部、事業部、出張所、管理所及びスタッフの所掌事務は、次のとおりとする。

業務部

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 集合庁舎の管理（秩序維持に係る業務に限る。）に関すること（木次土木建築事務所及び川本土木建築事務所に限る。次号において同じ。）。
- (3) 集合庁舎において集中管理する県有自動車に関すること。
- (4) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
- (5) 建設業に関すること。
- (6) 建設工事統計及び建設業務統計に関すること。
- (7) 水防に関すること。
- (8) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関することを除く。）。

- (9) 斐伊川・神戸川治水事業の調整に関する事(木次土木建築事務所及び出雲土木建築事務所に限る。)。
- (10) 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。
- (11) 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。
- (12) 山陰自動車道の機能を代替する一般国道 9 号・自動車専用道路建設事業及びこれに関連する道路建設事業の施行に伴う土地等の取得又は損失の補償及び損害の賠償に関する事(益田土木建築事務所に限る。次号において同じ。)。
- (13) 山陰自動車道の機能を代替する一般国道 9 号・自動車専用道路建設事業及びこれに関連する道路建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。
- (14) 他部の所掌に属しない事項に関する事。

維持管理部(松江土木建築事務所及び川本土木建築事務所にあつては第17号及び第18号に規定する事務のうちダム管理所の所掌に属するものを除き、浜田土木建築事務所にあつては浜田港湾管理所の所掌に属するもの並びに第17号及び第18号に規定する事務のうちダム管理所の所掌に属するものを除く。)

- (1) 道路の管理及び工事(維持修繕工事に限る。次号、第 4 号及び第 5 号において同じ。)の執行に関する事。
- (2) 河川の管理及び工事の執行に関する事。
- (3) 港湾の管理に関する事。
- (4) 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関する事(土木部の所掌に属するものに限る。次号、第11号、第13号及び第14号において同じ。)。
- (5) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事。
- (6) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。
- (7) 都市計画区域の管理に関する事。
- (8) 県立都市公園の管理に関する事。
- (9) 都市公園、下水道、土地区画整理及び駐車場に関する事(下水道にあつては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。)。
- (10) 国土交通省所管の公共用財産の管理に関する事。
- (11) 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関する事。
- (12) 屋外広告物に関する事。
- (13) 公有水面の埋立てに関する事。
- (14) 砂利採取法の施行に関する事。
- (15) 採石法の施行に関する事。
- (16) 優良宅地の認定に関する事。
- (17) 洪水予報及び洪水調節に関する事。
- (18) ダム及びその附属施設の管理及び調査に関する事。
- (19) 第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 9 号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

工務部(木次土木建築事務所及び川本土木建築事務所にあつては維持管理部の所掌事務を併せて所掌するものとし、松江土木建築事務所にあつては第 4 号及び第 6 号に規定する事務を、木次土木建築事務所及び川本土木建築事務所にあつては第 2 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号及び第11号に規定する事務を、出雲土木建築事務所にあつては第 4 号及び第 6 号に規定する事務を、浜田土木建築事務所にあつては第 2 号、第 4 号、第 6 号及び第11号に規定する事務を、益田土木建築事務所にあつては第11号に規定する事務を除く。)

- (1) 道路の工事(維持修繕工事を除く。次号、第 7 号及び第 8 号において同じ。)の執行に関する事。
- (2) 高速道路に関連する道路の工事の執行に関する事。
- (3) 河川の工事の執行に関する事。
- (4) ダムに係る工事の執行に関する事。
- (5) 港湾の工事の執行に関する事。

- (6) 空港の工事の執行に関する事。
- (7) 海岸保全区域の工事の執行に関する事(土木部の所掌に属するものに限る。次号において同じ。)
- (8) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の工事の執行に関する事。
- (9) 都市計画事業の施行に関する事。
- (10) 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関する事。
- (11) 下水道の工事の執行に関する事。
- (12) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事(技術に関するものに限る。)
- (13) 第1号から第11号までに係る公共土木施設の台帳の調製に関する事。

建築部

- (1) 建築物の建築基準及び建築士に関する事。
- (2) 宅地造成等規制法の施行に関する事。
- (3) 宅地建物取引業に関する事。
- (4) 市町村等の建築物(国庫補助金又は県費補助金の伴うものに限る。)の指導及び検査に関する事。
- (5) 県営住宅の管理に関する事。
- (6) 住宅の需給計画に関する事。
- (7) かけ地近接等危険住宅移転事業に関する事。
- (8) 住宅地区改良事業等に関する事。
- (9) 市街地再開発事業(土木部建築住宅課の所掌に属するものに限る。)に関する事。
- (10) 建築の統計に関する事。
- (11) 住宅金融公庫及び都市基盤整備公団からの受託業務に関する事。
- (12) 県有建築物の建築及び修繕工事に関する事。
- (13) 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関する事。
- (14) 建築工事及び修繕工事の検査に関する事。
- (15) 優良住宅の認定に関する事。

事業所

- (1) 水防に関する事。
- (2) 土木事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。
- (3) 土木事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。
- (4) 道路の管理及び工事の執行に関する事。
- (5) 河川の管理及び工事の執行に関する事。
- (6) 港湾の管理及び工事の執行に関する事(仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。)
- (7) 海岸保全区域の管理及び工事の執行に関する事(土木部の所掌に属するものに限る。仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。)
- (8) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関する事(土木部の所掌に属するものに限る。第14号、第16号及び第17号において同じ。)
- (9) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の管理に関する事。
- (10) 都市計画区域の管理に関する事。
- (11) 都市公園、下水道、土地区画整理及び駐車場に関する事(下水道にあっては、終末処理場の維持管理に関するものを除く。)
- (12) 都市計画事業の施行に関する事。
- (13) 国土交通省所管の公共用財産の管理に関する事。
- (14) 土地改良法及び土地区画整理法に基づく国有地編入に関する事。

- (15) 屋外広告物に関すること。
- (16) 公有水面の埋立てに関すること。
- (17) 砂利採取法の施行に関すること（広瀬土木事業所、仁多土木事業所及び津和野土木事業所にあつては、河川区域内における砂利採取計画の認可に関することに限る。）。
- (18) 採石法の施行に関すること（広瀬土木事業所、仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。）。
- (19) 優良宅地の認定に関すること。
- (20) 洪水予報及び洪水調節に関すること。
- (21) ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること。
- (22) 公共土木施設災害復旧工事及び都市災害復旧工事並びにこれらに関連する工事の執行に関すること。
- (23) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること（技術に関するものに限る。）。
- (24) 第 4 号から第 8 号まで、第10号から第12号まで及び第22号に係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。

出張所

- (1) 道路及び河川の管理及び工事の執行に関すること（技術に関することに限る。次号、第 3 号及び第 5 号から第 8 号までにおいて同じ。）。
- (2) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理及び工事の執行に関すること（土木部の所掌に属するものに限る。第 7 号において同じ。）。
- (3) 都市計画区域の管理に関すること。
- (4) 公共土木施設災害復旧工事及びこれに関連する工事の執行に関すること。
- (5) 国又は県が補助する市町村公共土木事業の指導及び監督に関すること。
- (6) 国土交通省所管の公共用財産の管理に関すること。
- (7) 公有水面の埋立てに関すること。
- (8) 優良宅地の認定に関すること。
- (9) 第 1 号、第 2 号及び第 4 号に係る公共土木施設の台帳の調製に関すること。

ダム管理所

- (1) 洪水予報及び洪水調節に関すること。
- (2) ダム及びその附属施設の管理及び調査に関すること（技術に関することに限る。）。

空港管理所

空港及びその附属施設の管理に関すること。

浜田港湾管理所

- (1) 浜田港、三隅港及び江津港の管理に関すること。
- (2) 浜田ポートセンターの管理に関すること。

技術管理スタッフ

- (1) 工事検査に関すること。
- (2) 土木工事の施工管理に関すること。
- (3) 公共事業のコスト縮減に関すること。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。
- (5) 建設副産物対策に関すること。
- (6) 土木技術等に関すること。

志津見ダム・尾原ダム対策スタッフ

志津見ダム・尾原ダム事業に係る事業調整に関すること。

放水路対策スタッフ

斐伊川放水路事業に係る事業調整に関すること。

第86条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 浜田河川総合開発事務所に、業務グループ、建設グループ、開発グループ、技術管理スタッフ及び用地スタッフを置く。

4 浜田河川総合開発事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関する事。
- (2) ダム建設事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。
- (3) ダム建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。
- (4) ダムに係る調査及び工事の執行に関する事。

第87条第3項及び第4項を次のように改める。

3 高規格道路事務所に、次の表の左欄に掲げる部を置き、高規格道路事務所又は同表の左欄に掲げる部にそれぞれ同表の右欄に掲げるグループ又はスタッフを置く。

部	グループ又はスタッフ
業務部	業務グループ、用地第一グループ、用地第二グループ
	高速道路グループ、第五大橋グループ、企画調整スタッフ、技術管理スタッフ

4 高規格道路事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関する事。
- (2) 道路建設事業の施行に伴う土地等の取得、損失の補償及び損害の賠償に関する事。
- (3) 道路建設事業の施行に伴う土地等の取得に係る登記に関する事。
- (4) 高規格幹線道路の建設に伴う市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事（技術に関するものを除く。）。
- (5) 中国横断自動車道尾道松江線の建設事業及びこれに関連する事業の執行に関する事。
- (6) 中国横断自動車道尾道松江線の建設事業に伴う市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事。
- (7) 山陰自動車道の建設事業及びこれに関連する事業の執行に関する事。
- (8) 山陰自動車道の建設事業に伴う市町村公共土木事業の指導及び監督に関する事（技術に関するものに限る。）。
- (9) 地域高規格道路の松江第五大橋建設事業及びこれに関連する事業の執行に関する事。

第88条第3項中「総務係、設備係及び施設係」を「業務グループ及び施設グループ」に改める。

第89条を次のように改める。

（宍道湖流域下水道管理事務所）

第89条 島根県流域下水道条例（昭和56年島根県条例第11号）第2条の規定により設置された宍道湖流域下水道を管理させるため、宍道湖流域下水道管理事務所を設置する。

2 宍道湖流域下水道管理事務所は、松江市に置く。

3 宍道湖流域下水道管理事務所に、維持管理グループを置く。

4 宍道湖流域下水道管理事務所に支所を置き、その名称、位置及び担当する処理区は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	担当する処理区
宍道湖流域下水道管理事務所西部支所	簸川郡大社町	西部処理区

5 宍道湖流域下水道管理事務所の業務は、次のとおりとする。

- (1) 水質分析に関する事。
- (2) 関連公共下水道の接続及び流入の審査並びに立会いに関する事。
- (3) 処理施設の改築、維持管理及び運転操作の指導監督に関する事。

第90条第1項の表中

課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---	----	-------------------------------

グループ	課長（中山間地域研究センター（総務グループを除く。）、保健環境科学研究所の保健科学部及び環境科学部、湖陵病院の栄養管理グループ、農業試験場の作物部、園芸部及び環境部、畜産試験場の研究開発部、水産試験場の研究開発部並びに産業技術センターの技術部及び浜田技術センターにあっては、科長）	上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	に、
------	--	----------------------------------	----

事業所	事業所長	上司の命を受け、事業所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	を
-----	------	---------------------------------	---

事業所	事業所長	上司の命を受け、事業所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	に、
事業部	事業部長	上司の命を受け、事業部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	を
班	班長	上司の命を受け、班の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	
係	係長	上司の命を受け、係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	

支所	支所長	上司の命を受け、支所の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	に改
----	-----	--------------------------------	----

め、同条第 2 項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
中央病院の医療局及び医療技術局	次長	局長を補佐する。
県立病院の看護局		
県立大学	副学長	学長を補佐する。
美術館	副館長	館長を補佐する。
産業技術センター	副所長	所長を補佐する。
健康福祉センター		
隠岐支庁健康福祉局	副局長	局長を補佐する。
消防学校	教頭	校長を補佐する。
出雲高等技術校		
中央病院の地域医療連携室	室長補佐	室長を補佐する。
湖陵病院の看護局	看護師長	上司の命を受け、看護に関する事務を処理し、看護師を指揮監督する。

第90条第 3 項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
福祉事務所	副所長	所長を補佐し、所長の命を受け、特定の事務又は業務を掌理する。
保健所		
看護短期大学	副学長	学長を補佐する。
県立病院	副院長	院長を補佐する。
地方機関	主査	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を掌理する。
	副主査	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を処理する。
	主幹	上司の命を受け、地方機関の特定の事務を処理する。
健康福祉センター	医長	上司の命を受け、健康診査に関する事務を処理する。
保健所		
県立病院の医療局（臨床検査科、薬剤科及び医療相談科を除く。）		
中央病院の薬剤局及び医療技術局の科	副科長	科長を補佐する。
湖陵病院の医療局	技師長	上司の命を受け、医療技術に関する事務を処理し、技師を指揮監督する。
	副技師長	技師長を補佐する。
県立病院の看護局	副看護師長	看護師長を補佐する。
知的障害児施設	看護師長	上司の命を受け、看護に関する事務を処理し、看護師を指揮監督する。

第91条第1項の表中「松江健康福祉センター保健環境課長」を「松江健康福祉センター能義保健環境グループ課長」に、「川本健康福祉センター保健推進課長」を「川本健康福祉センター大田保健推進グループ課長」に、「隠岐支庁健康福祉局保健環境課長」を「隠岐支庁健康福祉局黒木保健環境グループ課長」に改め、同表家畜保健衛生所長補佐の項を削り、同表中「隠岐支庁農林局家畜衛生部家畜衛生課長」を「隠岐支庁農林局家畜衛生部家畜衛生スタッフ副主査」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

充てられる職が置かれる組織	充てる職が置かれる組織
木次健康福祉センター環境衛生部食品衛生機動監視担当	松江健康福祉センター環境衛生部食品衛生機動監視担当
出雲健康福祉センター環境衛生部食品衛生機動監視担当	川本健康福祉センター環境衛生部食品衛生機動監視担当
益田健康福祉センター環境衛生部食品衛生機動監視担当	浜田健康福祉センター環境衛生部食品衛生機動監視担当
隠岐支庁健康福祉局環境衛生部食品衛生機動監視担当	松江健康福祉センター環境衛生部食品衛生機動監視担当
福祉事務所のグループ及び部	併置する支庁又は健康福祉センターの総務企画情報グループ及び保健福祉部（健康増進グループ及び医事・難病支援グループを除く。）
保健所のグループ及び部	併置する支庁又は健康福祉センターの総務企画情報グループ及び部（保健福祉部福祉グループ、社会福祉グループ、生活支援グループ及び高齢者障害者支援グループを除く。）
松江保健所能義支所	松江健康福祉センター能義保健環境グループ
県央保健所大田支所	川本健康福祉センター大田保健推進グループ
隠岐保健所黒木支所	隠岐支庁健康福祉局黒木保健環境グループ

木次農林振興センター家畜衛生部	出雲農林振興センター家畜衛生部
川本農林振興センター家畜衛生部	浜田農林振興センター家畜衛生部
家畜保健衛生所	併置する農林振興センターの家畜衛生部

第92条の表中

公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の受けた災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについての調査審議に関する事務	人事課	を
公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施に関する決定に対する不服の審査に関する事務		
島根県職員保健審議会	職員の保健衛生に必要な施策についての審議及び職員の健康診断の結果についての審査に関する事務	職員課	

公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施に関する決定に対する不服の審査に関する事務	人事課	に改める。
公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の受けた災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについての調査審議に関する事務	職員課	

附則第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

- 3 第29条第 2 項又は第85条第 2 項の表に掲げる局又はグループのうち、次の表の左欄に掲げる局又はグループは、それぞれ同表の右欄に定める日まで置かれるものとする。

局 又 は グ ル ー プ	存 置 期 限
隠岐支庁空港建設局	平成18年 3 月31日
出雲土木建築事務所都市整備グループ	平成18年 3 月31日
益田土木建築事務所ダム建設グループ	平成19年 3 月31日

- 4 第58条第 3 項の表に掲げるグループのうち、開発営農グループは、平成17年 3 月31日まで置かれるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の改正前にこの規則による改正前の島根県行政組織規則の規定に基づいて行った手続その他の行為は、この規則による改正後の島根県行政組織規則の相当規定に基づいて行った手続その他の行為とみなす。

(行政権限委任規則の一部改正)

- 3 行政権限委任規則(昭和31年島根県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部中「及び土木事務所」を削り、同部道路法の項第 7 号中「土木建築事務所長又は土木事務所長(以下「土木建築事務所長等」という。)」を「土木建築事務所長」に改め、同項第26号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部島根県道路占用料徴収条例の項第 1 号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部島根県道路管理規則の項第 1 号及び第 5 号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の項第 1 号中「土木建築事務所長等」を「土木建

築事務所長」に改め、同部島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の項第6号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部河川法の項第3号中「土木建築事務所又は土木事務所（以下「土木建築事務所等」という。）」を「土木建築事務所」に改め、同項第12号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部島根県流水占用料等徴収条例の項第1号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部港湾法の項第4号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部島根県港湾施設条例の項第2号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例の項第1号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部地すべり等防止法の項第4号及び第5号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の項第4号から第6号までの規定中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の項第1号中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改め、同部租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の項第1号中「土木建築事務所等」を「土木建築事務所」に改め、同部租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の項第1号中「土木建築事務所等」を「土木建築事務所」に改める。

（技能労務職員の給与に関する規則の一部改正）

- 4 技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第5犬、猫捕獲処分等作業従事手当の項支給要件の欄の(2)中「土木建築事務所又は土木事務所」を「又は土木建築事務所」に改める。

（島根県県税条例施行規則の一部改正）

- 5 島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第161号様式備考中「土木事務所長」を「支庁長若しくは土木建築事務所長」に改める。

（島根県立県民会館条例施行規則の一部改正）

- 6 島根県立県民会館条例施行規則（昭和43年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第5号から様式第7号までの様式中

「

館長		次長		課長		係長		係		を
----	--	----	--	----	--	----	--	---	--	---

」

「

											に改める。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

」

（生活保護法施行細則の一部改正）

- 7 生活保護法施行細則（平成12年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中 「次長」 及び 「係長」 を削る。

様式第23号中「係長」を削る。

（島根県病院事業財務規則の一部改正）

- 8 島根県病院事業財務規則（昭和47年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第25号の2中「当院 課 係まで」を「当院 まで」に改める。

様式第31号中 「 受付課 」 を 「 受付 」 に改める。

様式第35号中

「

院長	事務局長	次長	課長	係長	係	課長	係長	係	を
----	------	----	----	----	---	----	----	---	---

」

「

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」に改める。

様式第36号及び様式第37号中

「

事務局長	次長	課長	係長	係	企 業 出納員	課長	係長	係
------	----	----	----	---	------------	----	----	---

」を

「

					企 業 出納員			
--	--	--	--	--	------------	--	--	--

」に改める。

様式第38号中

「

院長	事務局長	次長	課長	係長	係	立会人	企 業 出納員	係長	係
----	------	----	----	----	---	-----	------------	----	---

」を

「

						立会人	企 業 出納員		
--	--	--	--	--	--	-----	------------	--	--

」に

改める。

(島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)

- 9 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成11年島根県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「、土木建築事務所又は土木事務所」を「又は土木建築事務所」に改める。

様式第1号中「土木建築事務所等」を「土木建築事務所」に、

「

係員印	係員印
-----	-----

」を「

担当印	担当印
-----	-----

」に改める。

様式第4号中「土木建築事務所等」を「土木建築事務所」に、

「

係員印	係員印
-----	-----

」を「

担当印	担当印
-----	-----

」に改める。

様式第5号中「土木建築事務所等」を「土木建築事務所」に、

「

係員印	係員印
-----	-----

」を「

担当印	担当印
-----	-----

」に改める。

(建設業法施行細則の一部改正)

- 10 建設業法施行細則(昭和24年島根県規則第90号)の一部を次のように改正する。

本則中「、土木建築事務所長又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改める。

(解体工事業に係る登録に関する規則の一部改正)

- 11 解体工事業に係る登録に関する規則(平成13年島根県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、土木建築事務所長又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改める。

(島根県工事検査規則の一部改正)

- 12 島根県工事検査規則(昭和38年島根県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、土木事務所」を削る。

(島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の一部改正)

- 13 島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則(昭和39年島根県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、土木建築事務所長又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改める。

(土地改良法による国有地取扱規則の一部改正)

- 14 土地改良法による国有地取扱規則(昭和45年島根県規則第47号)の一部を次のように改正する。

- 第4条中「土木建築事務所長又は土木事務所長」を「支庁長又は土木建築事務所長」に改める。
(海岸保全区域の占用等に関する規則の一部改正)
- 15 海岸保全区域の占用等に関する規則(昭和34年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。
第14条中「、土木建築事務所又は土木事務所」を「又は土木建築事務所」に改める。
(島根県河川管理規則の一部改正)
- 16 島根県河川管理規則(昭和40年島根県規則第17号)の一部を次のように改正する。
第2条中「土木建築事務所又は土木事務所」を「支庁又は土木建築事務所」に改める。
第4条中「土木建築事務所長又は土木事務所長」を「支庁長又は土木建築事務所長」に改める。
(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正)
- 17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和44年島根県規則第70号)の一部を次のように改正する。
第6条中「、土木建築事務所又は土木事務所」を「又は土木建築事務所」に改める。
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)
- 18 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第9号)の一部を次のように改正する。
第11条中「、土木建築事務所長又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改める。
(島根県砂防指定地管理条例施行規則の一部改正)
- 19 島根県砂防指定地管理条例施行規則(平成15年島根県規則第27号)の一部を次のように改正する。
第10条中「、土木建築事務所長又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改める。
(島根県都市計画公聴会規則の一部改正)
- 20 島根県都市計画公聴会規則(昭和45年島根県規則第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「又は土木事務所」を削る。
(島根県風致地区条例施行規則の一部改正)
- 21 島根県風致地区条例施行規則(昭和45年島根県規則第34号)の一部を次のように改正する。
第10条中「、土木建築事務所長又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改める。
(島根県都市計画法施行細則の一部改正)
- 22 島根県都市計画法施行細則(昭和46年島根県規則第22号)の一部を次のように改正する。
第20条第1項中「、土木建築事務所長又は土木事務所長)又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改め、
同条第2項中「、土木建築事務所長又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改める。
様式第10号、様式第15号及び様式第16号中「土木事務所」を削る。
(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部改正)
- 23 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則(昭和49年島根県規則第36号)の一部を次のように改正する。
第11条第1項及び第2項中「、土木建築事務所長又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改める。
(島根県屋外広告物条例施行規則の一部改正)
- 24 島根県屋外広告物条例施行規則(昭和49年島根県規則第39号)の一部を次のように改正する。
第12条中「、土木建築事務所長又は土木事務所長」を「又は土木建築事務所長」に改める。
(島根県立都市公園条例施行規則の一部改正)
- 25 島根県立都市公園条例施行規則(昭和49年島根県規則第71号)の一部を次のように改正する。
第2条第3項中「土木建築事務所又は土木事務所」の長(以下「土木建築事務所長等」という。))を「土木建築事務所長」に改める。
第3条第1項及び第2項、第4条第1項、第6条第2項、第7条、第8条第1項、第9条、第10条並びに第11条中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改める。

様式第 1 号中「土木（建築）事務所長」を「土木建築事務所長」に、

決 裁 欄	所 長	次 長	課 長	係 長	係
			出 納 員	係	

を

決 裁 欄	所 長				

に、「~~土木建築事務所長~~」を「~~土木建築事務所長~~」に改める。

土木建築事務所長」に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号中「土木（建築）事務所長」を「土木建築事務所長」に、

決 裁 欄	所 長	次 長	課 長	係 長	係
			出 納 員	係	

を

決 裁 欄	所 長				

に改める。

様式第 6 号中「土木（建築）事務所長」を「土木建築事務所長」に改める。

様式第 7 号中 決 裁 欄	所 長	次 長	課 長	係 長	係
			出 納 員	係	
		工 務 課 長	係 長	係	

を

決 裁 欄	所 長				

に改める。

様式第 8 号中「~~島根県土木建築事務所~~」を「島根県土木建築事務所長」に改める。

様式第 9 号裏面中「土木建築事務所長等」を「土木建築事務所長」に改める。

(県有自動車管理規則の一部改正)

26 県有自動車管理規則 (昭和38年島根県規則第59号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「仁多土木事務所長及び大田土木建築事務所長」を「木次土木建築事務所長及び川本土木建築事務所長」に改める。

第6条第2項中「出納局会計課自動車係長、隠岐支庁総務局会計課長、総務事務所会計課長、仁多土木事務所総務課管理係長及び大田土木建築事務所総務課庶務係長」を「出納局会計課自動車管理グループリーダー、隠岐支庁総務局会計グループ課長、総務事務所総務企画部会計グループ課長（木次総務事務所及び川本総務事務所にあつては、総務税務部会計グループ課長）、木次土木建築事務所仁多土木事業所業務グループ課長及び川本土木建築事務所大田土木事業所業務グループ課長」に改める。

（島根県会計規則の一部改正）

27 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「情報公開係長」を「情報公開グループリーダー」に、「総務係長」を「総務グループ課長」に改める。

第86条の2中「審査課にあつては会計課長、県議会事務局にあつては県議会事務局総務課長、人事委員会事務局にあつては人事委員会事務局次長、地方労働委員会事務局にあつては地方労働委員会事務局次長、監査委員事務局にあつては監査委員事務局監査第一課長」を「出納局、県議会事務局、人事委員会事務局、地方労働委員会事務局及び監査委員事務局にあつてはそれぞれ出納局長、県議会事務局長、人事委員会事務局長、地方労働委員会事務局長及び監査委員事務局長が指定した者」に改める。

第92条第2項第1号を次のように改める。

(1) 本庁等 庶務担当のグループリーダー又は本庁等の長が指定した者

別表第1の表松江総務事務所の項出納員を置かない部局名の欄中「消費者センター」を削り、同表中山間地域研究センターの項及び家畜衛生研究所の項を削る。

様式第49号、様式第50号、様式第58号から様式第61号まで、様式第63号及び様式第66号中「係長」を削る。

（島根県収入証紙条例施行規則の一部改正）

28 島根県収入証紙条例施行規則（昭和39年島根県規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

補 佐		係 長		係	
-----	--	-----	--	---	--

を

「

グループ リーダー				グループ	
--------------	--	--	--	------	--

に改める。」

様式第5号中

補 佐	係 長	（ 出 納 員 ）	係 員	を	グ リ ー ダ ー	グ ル ー プ	（ 出 納 員 ）	グ ル ー プ 員	に改める。」
--------	--------	-----------------------	--------	---	-----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	--------

（地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正）

29 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則（昭和35年島根県規則第96号）の一部を次のように改正する。

第2号中「次長」を「部長」に改める。

（地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正）

30 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和55年島根県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1号中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、第2号中「次長」を「部長」に改める。